

福祉生活病院常任委員会資料

(平成26年9月18日)

【 件 名 】

- 1 「障がい者の暮らしやすい鳥取プロジェクト」第2回PT会議の開催結果について
(障がい福祉課)・・・1
- 2 お泊まりデイサービスガイドライン案について
(長寿社会課)・・・別冊
- 3 鳥取県認知症者生活状況調査の結果について
(長寿社会課)・・・3
- 4 あいサポート・アートとっとりフェスタ「特別支援学校合同文化祭」の開催等について
(全国障がい者芸術・文化祭課)・・・10
- 5 小児慢性特定疾病の新たな医療費助成制度について
(子育て応援課)・・・12
- 6 発達障がい啓発リーフレット等の作成について
(子ども発達支援課)・・・41
- 7 指定難病(第1次実施分)の最終案について
(健康政策課)・・・42
- 8 地域における医療・介護を総合的に確保するための新たな基金事業の検討状況について
(医療政策課)・・・45
- 9 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正(案)に係るパブリックコメントの実施結果について
(医療指導課)・・・52
- 10 指定障害福祉サービス事業者の指定取消処分について
(東部福祉保健事務所)・・・53

福祉保健部

「障がい者の暮らしやすい鳥取プロジェクト」第2回PT会議の開催結果について

平成26年9月18日
障がい福祉課

未来づくり推進本部に設置した「障がい者の暮らしやすい鳥取プロジェクト」第2回PT会議を開催しましたので、その概要を報告します。会議では、障がい当事者・家族、事業者・関係機関等からの意見・要望を踏まえ、今後の取組方針及び具体的施策・取組案について意見交換を行いました。

記

1 第2回PT会議について

- (1) 日時 平成26年9月8日(月) 午前11時から正午まで
- (2) 場所 特別会議室(県庁議会棟3階)
- (3) 出席者 統轄監(チーム長)、各部局長等
- (4) 内容

- ア 報告事項 ○障がい当事者・家族、事業者・関係機関等からの意見・要望
○各課の取組状況
- イ 議題 ○今後の取組方針
○テーマごとの具体的な施策、取組案

PT設置目的 障がいの有無に関わらず誰もが暮らしやすい地域社会(共生社会)の実現に向け、全庁で情報・課題を共有し、部局横断的に取組を進める。

PT検討テーマ ①公共施設等のバリアフリー化
②県の手続き等の点検・見直し
③情報アクセス・コミュニケーション支援
④障がい者優先調達の推進
⑤障がい者計画の策定

2 障がい当事者・家族、事業者・関係機関等からの主な意見・要望について

「障がい当事者から意見を聞く会」(5月)、「情報アクセス・コミュニケーション研究会」(5月)、「事業者・関係機関等から意見を聞く会」(8月)等において聴取した主な意見・要望について確認した。

障がい当事者・家族からの主な意見・要望	事業者・関係機関等からの主な意見・要望
【バリアフリー(ハード整備)関係】 ○介助者なしで一人で自由に移動できる環境がよい ○民間施設のバリアフリー化を促進してほしい ○障がい特性に応じたトイレの整備が必要 ○災害時に避難所となる学校のバリアフリーも必要 ○施設の表示をわかりやすくしてほしい	○改修費用が負担、補助を受けないと難しい ○建物の構造上バリアフリーが難しい場合もある ○ハード整備が困難な場合はマンパワーで対応する ○補助制度や具体的な活用例を紹介してほしい
【手続き・取扱い関係】 ○障がい特性を理解して対応してほしい ○あいサポート運動を推進してほしい	○法令や制度の周知が必要 ○介助の方法など実践的な研修が必要
【情報・コミュニケーション関係】 ○音声情報だけ、文字情報だけに偏らず、様々な形態で情報を提供してほしい ○緊急時の情報が得られるようにしてほしい	○障がいの特性に応じた情報提供が必要
【その他】 ○災害時の対応(情報伝達、避難、避難所、備蓄等)について不安がある	○障がい者の意見・要望を聞かせてもらいたい(困っていることなどが分かって良かった)

3 今後の取組方針について

意見・要望等を踏まえ、PTの検討テーマごとに重点項目を定めて取り組むことについて確認した。

また、障がい者の暮らしやすい地域社会は高齢者、子ども、外国人等にも暮らしやすい地域社会であること、障害者差別解消法施行（2016年）やオリンピック・パラリンピック（2020年）に向けてバリアフリー化の必要性が高まると見込まれることなどについて確認した。

テーマ1 公共施設等のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ○民間施設のバリアフリー化促進の仕組みづくり ○交通・宿泊・観光施設の利便性向上 ○公共施設の更なるバリアフリー化 ○避難所を想定した学校施設等のバリアフリー化
テーマ2 県の手続き等の点検・見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者等への配慮の徹底（ルールづくり） ○障害者差別解消法施行に向けた体制整備 ○あいサポート運動の更なる推進、内容の充実化
テーマ3 情報アクセス・コミュニケーション支援	<ul style="list-style-type: none"> ○県立施設の緊急情報伝達設備の整備 ○災害・防災情報のわかりやすさ向上 ○点字・音声・視覚による情報量アップ、ICT活用 ○情報アクセス・コミュニケーション困難者支援の充実
テーマ4 障がい者優先調達の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○就労系事業所への発注手続きの簡素化 ○就労系事業所での大量受注体制の整備 ○就労系事業所の商品・サービス、活用事例の周知・広報

4 テーマごとの具体的な施策、取組案について

取組方針で掲げたテーマごとに重点項目について、具体的な施策・取組の案をたたき台として提示し、意見交換を行った。今後、関係部局で調整の上、制度の拡充・見直し、新規事業の創設、既存事業の拡充・見直し、その他の取組を進めて行くことを確認した。

5 意見交換での主な意見等

- 制度周知等に当たっては、従来のチャンネルだけでなく、様々な分野のチャンネルを活用して、事業者等に情報が届くようにしなければならない。組織率が低い業界団体などにもどのようにアプローチするのが課題。
- 災害時を想定した対応が求められていると思うが、そのためにも普段から対応しておくことが重要。
- 普段からということは、職場、施設、地域等で同じ意識・対応で取り組むことが必要であり、市町村を飛び越してもいけない。福祉部局だけでなく、建築や防災の部局も含めて市町村と連携すべき。
- 広島市の土砂災害やその他の災害などの教訓を盛り込むことも考えた方がよい。
- 学校施設については、避難所として指定されている所から優先的にバリアフリーを進めた方がよい。
- 県外の移住定住の相談会等において、聴覚障がいのある方から鳥取県移住したいという話もある。障がい者が暮らしやすい鳥取というものを県外にもアピールできるとよい。
- 「障がい者の暮らしやすい鳥取」とはどのような地域社会なのか、もう少しイメージを共有できるように整理した方がよい。

6 芸術文化祭の開幕に合わせ、既に取り組んだもの

- 施設のバリアフリー化補助金の拡充
- 芸術文化祭会場のトイレ等の改修
- 芸術文化祭会場に音声コード読上げ機器を設置
- 鳥取・倉吉・米子の各駅から芸術文化祭会場までの歩道段差解消、点字ブロック連続性確保等
- 鳥取空港ハートフル駐車場の屋根設置
- バリアフリーマップ（ホームページ版）の内容更新
- 鳥取・倉吉・米子の各駅・バスターミナルに遠隔手話通訳サービス用タブレット端末を設置
- 遠隔手話通訳サービスを休日にも拡大
- タクシー・宿泊・観光の関係者を対象に「あいサポーター研修」を実施
- 県庁各部局で「あいサポーター研修」を実施

平成26年度鳥取県認知症者生活状況調査結果について

平成26年9月18日
長寿社会課

鳥取県では、三年に一度、県内の認知症者数等や生活状況を把握するため、以下の方法により、実態調査を行っている。

平成26年4月に要介護認定を行った2,684件について分析を行い、同月の要介護認定者数を乗じて、全県件数を推計した。

① 4月に鳥取県内で要介護(要支援)認定が行われた者について、医師意見書に記載された認知症高齢者日常生活自立度(以下「日常生活自立度」と記載)別の状況等を、年齢、住まいの場所等とともに一覧化(保険者である市町村に照会)

② ①の数値に関し、平成26年4月時点の要介護(要支援)認定者数を掛け戻して、要介護認定者全体に占める認知症者数等を推計

$$\text{推計数} = \text{平成26年4月各集計数値} \times \frac{\text{平成26年4月現在のすべての要介護(要支援)認定者数} 33,192 \text{人}}{\text{平成26年4月中に要介護(要支援)認定を受けた方} 2,684 \text{人}}$$

調査結果

1 認知症者の推計数/日常生活自立度別

平成26年4月時点において、県内に20,281人程度の認知症者(日常生活自立度Ⅱ以上)が暮らしていると推計される。

単位：人

要介護認定者数 (H26.4)	日常生活自立度別							
	自立	I	II	III	IV	M	不明	
33,192	6,814	5,862	10,301	6,628	2,659	693	235	
	Ⅱ以上の者		20,281 (要介護認定者の61.1%)					
	Ⅲ以上の者			9,980 (要介護認定者の30.1%)				

※注「不明」は、転入等の場合に生じる。

(参考) 認知症高齢者日常生活自立度

ランク	判定基準
I	何らかの認知症状を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
Ⅱa	家庭外で、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅱb	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。
Ⅲa	日中を中心として、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。
Ⅲb	夜間を中心として、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動或いは重篤な身体疾患(意思疎通が全くできない寝たきり状態)が見られ、専門医療を必要とする

2 暮らしの場所／日常生活自立度別

日常生活自立度Ⅱの方の7割近く、Ⅲの者でも半数近くの方が自宅暮らし。Ⅳ以上になると「自宅」は3割以下となり、施設、病院の割合が増加する。

単位：人

暮らしの場所	自立	I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	M	不明等	総計
自宅	5,318	4,378	6,987	2,919	804	111	87	20,603
サ付き住宅	62	74	111	37	12	0	49	346
有料老人ホーム	49	74	284	260	124	12	0	804
ケアハウス等	0	0	25	25	0	0	0	49
特養	12	87	297	631	371	62	0	1,459
老健	25	62	371	742	420	74	0	1,694
療養型医療施設	12	25	87	124	99	124	0	470
病院	1,125	965	1,373	1,212	544	272	25	5,516
認知症GH	0	0	198	334	124	12	0	668
ショートステイ	25	0	37	74	25	12	0	173
デイサービス	0	12	12	37	37	0	0	99
小規模多機能	0	12	12	74	25	12	25	161
その他の施設	99	161	396	148	74	0	0	878
不詳等	87	12	111	12	0	0	49	272
計	6,814	5,862	10,301	6,628	2,659	693	235	33,192

3 まとめ

今後、75歳以上の高齢者人口が増えていくことから、認知症の高齢者は増えていくと予想される。認知症の高齢者の多くは自宅で暮らされており、認知症であっても在宅等で暮らし続けられる地域づくりが重要となる。

認知症の早期発見のための検診体制の充実、重度化予防のための体操や活動の充実、認知症を理解していただくサポーター研修の実施及び医療と連携した地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいく。

平成 26 年度鳥取県認知症者生活状況調査結果について

H26.9.18
鳥取県長寿社会課

1 調査の概要

(1) 概 要

鳥取県では、三年に一度、県内の認知症者数等や生活状況を把握するため、次の方法により、実態調査を行っている。

- ①平成 26 年 4 月に鳥取県内で要介護認定が行われた者について、医師意見書に記載された認知症日常生活自立度別の状況等を一覧化
- ②①の数値に関し、平成 26 年 4 月時点の要介護認定者数を掛け戻して、要介護認定者全体に占める認知症者数等を推定

本年度においては、五歳階級別の認知症高齢者数割合を 2025 年の人口推計に当てはめ、現状傾向が続くことを前提とした 2025 年の認知症者数を併せて推計した。

なお、40～64 歳、あるいは 65～74 歳位の層までは、認知症状があっても要介護認定を受けていない例が多いであろうことに、留意を要する。

(2) 本年度調査の実施状況

- ・ 4 / 1 各市町村に調査を依頼
- 7 / 22 各市町村より、調査表を回収、集計
- ・平成 26 年 4 月の認定申請数 2, 748 件

うち取り下げ数	22 件
うち非該当数	41 件
介護度不明	1 件
<u>調査分母</u>	<u>2, 684 件</u>

2 調査結果

(1) 単純集計／市町村別

母数 2,684 人に対し、認知症のない者（自立）は 20.5 % に当たる 551 人であり、一方、認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者は 61.1 % に当たる 1,640 人となっている。このⅡ以上の者の割合は、平成 17 年調査で 47.3 %、平成 20 年調査で 52.0 %、平成 23 年調査で 56.2 % であり、増加傾向にある。

単位：人

市町村	H26.4 認定件数									
	日常生活自立度別									
	自立	I	II a	II b	III a	III b	IV	M	不明	
鳥取市	882	213	158	109	149	125	26	77	16	9
米子市	723	164	152	85	95	105	41	55	21	5
倉吉市	47	0	0	9	18	9	7	3	1	0
境港市	167	32	29	22	34	15	16	15	3	1
岩美町	66	11	10	9	17	8	3	4	2	2
若桜町	25	3	3	6	4	4	1	4	0	0
智頭町	50	12	5	7	12	8	3	2	1	0
八頭町	101	29	13	8	22	13	5	8	3	0
三朝町	28	0	0	6	8	7	3	3	1	0
湯梨浜町	66	8	9	10	10	16	6	7	0	0
琴浦町	87	15	15	9	23	13	8	4	0	0
北栄町	72	19	7	13	12	12	4	5	0	0
大山町	105	9	19	26	21	13	8	6	3	0
日南町	69	10	12	11	18	12	2	4	0	0
日野町	30	5	6	4	3	9	1	2	0	0
江府町	24	1	5	3	3	5	1	6	0	0
南部箕蚊屋広域連合	142	20	31	17	30	19	8	10	5	2
日吉津村	21	2	2	3	1	6	4	1	2	0
伯耆町	74	14	17	8	16	9	3	4	2	1
南部町	47	4	12	6	13	4	1	5	1	1
計	2,684	551	474	354	479	393	143	215	56	19

(2) 要介護認定者数で割り戻した数／市町村別

平成 26 年 4 月現在の要介護認定者数 (33,192 名) に割り戻して全体数を推計すると、同月現在、認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者は 20,281 名が、県内に暮らしていると推計される。

単位：人

市町村	H26.4 要介護認定者	日常生活自立度別 (4月認定者数を、要介護認定者総数で割り戻したもの)								
		自立	I	II a	II b	III a	III b	IV	M	不明
鳥取市	10,180	2,458	1,824	1,258	1,720	1,443	300	889	185	104
米子市	7,989	1,812	1,680	939	1,050	1,160	453	608	232	55
倉吉市	2,748	0	0	526	1,052	526	409	175	58	0
境港市	2,074	397	360	273	422	186	199	186	37	12
岩美町	828	138	125	113	213	100	38	50	25	25
若桜町	270	32	32	65	43	43	11	43	0	0
智頭町	555	133	56	78	133	89	33	22	11	0
八頭町	1,171	336	151	93	255	151	58	93	35	0
三朝町	510	0	0	109	146	128	55	55	18	0
湯梨浜町	858	104	117	130	130	208	78	91	0	0
琴浦町	1,124	194	194	116	297	168	103	52	0	0
北栄町	815	215	79	147	136	136	45	57	0	0
大山町	1,205	103	218	298	241	149	92	69	34	0
日南町	663	96	115	106	173	115	19	38	0	0
日野町	296	49	59	39	30	89	10	20	0	0
江府町	306	13	64	38	38	64	13	77	0	0
南部箕蚊屋広域連合	1,600	225	349	192	338	214	90	113	56	23
計	33,192	6,814	5,862	4,378	5,924	4,860	1,768	2,659	693	235
a		32,957								
b		II 以上の者 20,281								
c		II b 以上の者 15,903								
d		III 以上の者 9,980								

II 以上の者 (b/a)	0.62	%
II b 以上の者 (c/a)	0.48	%
III 以上の者 (d/a)	0.30	%

(3) 単純集計／年齢階層別

平成 26 年 4 月に要介護認定を行った 2,684 人の年齢階層別人数は以下のとおり
単位:人

	自立	I	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	IV	M	不明等	総計
40～64歳	32	13	3	3	5	2	7	3	3	71
65～69歳	45	18	15	16	9	2	8	3	3	119
70～74歳	51	29	27	19	23	3	11	2	0	165
75～79歳	97	68	34	62	49	9	24	8	3	354
80～84歳	134	109	92	114	80	29	48	8	2	616
85～89歳	131	142	107	131	124	47	54	22	6	764
90歳以上	61	95	76	134	103	51	63	10	2	595
総計	551	474	354	479	393	143	215	56	19	2,684

(4) 要介護認定者数で割り戻した数／年齢階層別

平成 26 年 4 月現在の要介護認定者数 (33,192 名) に割り戻して全体数を推計すると、以下のとおり。

単位:人

	自立	I	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	IV	M	不明等	総計
40～64歳	396	161	37	37	62	25	87	37	37	878
65～69歳	556	223	185	198	111	25	99	37	37	1,472
70～74歳	631	359	334	235	284	37	136	25	0	2,040
75～79歳	1,200	841	420	767	606	111	297	99	37	4,378
80～84歳	1,657	1,348	1,138	1,410	989	359	594	99	25	7,618
85～89歳	1,620	1,756	1,323	1,620	1,533	581	668	272	74	9,448
90歳以上	754	1,175	940	1,657	1,274	631	779	124	25	7,358
総計	6,814	5,862	4,378	5,924	4,860	1,768	2,659	693	235	33,192

(5) 要介護認定者数で割り戻した数／年齢階層別 ⇒ 2025 年の想定

年齢階層ごとの認知症者数割合を 2025 年の年齢階層別推計人口に当てはめ 2025 年の認知症者数を推計すると、以下のとおり。認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者は 24,314 名となる。

単位:人

	自立	I	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	IV	M	不明等	総計
40～64歳	336	136	31	31	52	21	73	31	31	745
65～69歳	488	195	163	174	98	22	87	33	33	1,292
70～74歳	739	420	391	275	333	43	159	29	0	2,390
75～79歳	1,476	1,035	517	943	746	137	365	122	46	5,386
80～84歳	1,565	1,273	1,074	1,331	934	339	561	93	23	7,194
85～89歳	1,638	1,775	1,338	1,638	1,550	588	675	275	75	9,552
90歳以上	1,262	1,965	1,572	2,772	2,131	1,055	1,303	207	41	12,308
総計	7,503	6,800	5,087	7,165	5,844	2,204	3,224	790	249	38,666
38,617										
Ⅱ以上の者					24,314					
Ⅱb以上の者				19,227						
Ⅲ以上の者						12,062				

(留意事項)

- ・ 国立社会保障・人口問題研究所推計数値による 2025 年の推計人口は、90 歳以上が大幅に増加すると予測されている。主にこの点で認知症者が大幅に増加する。
- ・ また、五歳階級別の人口は、平成 26 年 4 月のものは未公表のため、平成 25 年 10 月の数値を用いた。分子(認知症者数)は平成 26 年 4 月であることから、一定の誤差(多少多目と

なる) が想定される。

・用いた数値は、下表のとおり

単位:人

	H25.10人口	H37年推計人口
40～64歳	190,981	164,454
65～69歳	39,448	35,121
70～74歳	32,761	38,917
75～79歳	31,434	39,227
80～84歳	27,541	26,382
85～89歳	18,910	19,391
90歳以上	11,680	19,817

(6) 単純集計／暮らしの場所

認知症のない「自立」の者は、78%が「自宅」に暮らしている。また、認知症日常生活自立度Ⅰ又はⅡの者も3人に2人が自宅暮らしである。一方、Ⅲ以上の者になると、「自宅」は半数以下となり、施設、病院が増加する。

☆実数

単位：人

暮らしの場所	自立	Ⅰ	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ	M	不明等	総計
自宅	430	354	247	318	176	60	65	9	7	1,666
サービス付き高齢者向け住宅	5	6	4	5	1	2	1	0	4	28
有料老人ホーム	4	6	12	11	15	6	10	1	0	65
ケアハウス等	0	0	1	1	1	1	0	0	0	4
特別養護老人ホーム	1	7	8	16	36	15	30	5	0	118
老人保健施設	2	5	8	22	45	15	34	6	0	137
療養型医療施設	1	2	1	6	8	2	8	10	0	38
医療(療養以外)	4	3	0	5	3	1	2	1	0	19
病院	87	75	52	54	67	27	42	21	2	427
認知症高齢者グループホーム	0	0	5	11	21	6	10	1	0	54
ショートステイの長期利用	2	0	1	2	4	2	2	1	0	14
デイサービスでの長期宿泊	0	1	0	1	2	1	3	0	0	8
小規模多機能型居宅介護施設での長期宿	0	1	0	1	5	1	2	1	2	13
その他の施設	8	13	13	19	8	4	6	0	0	71
不詳等	7	1	2	7	1	0	0	0	4	22
計	551	474	354	479	393	143	215	56	19	2,684

☆構成比

単位：%

暮らしの場所	自立	Ⅰ	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ	M	不明等	総計
自宅	78.0	74.7	69.8	66.4	44.8	42.0	30.2	16.1	36.8	62.1
サービス付き高齢者向け住宅	0.9	1.3	1.1	1.0	0.3	1.4	0.5	0.0	21.1	1.0
有料老人ホーム	0.7	1.3	3.4	2.3	3.8	4.2	4.7	1.8	0.0	2.4
ケアハウス等	0.0	0.0	0.3	0.2	0.3	0.7	0.0	0.0	0.0	0.1
特別養護老人ホーム	0.2	1.5	2.3	3.3	9.2	10.5	14.0	8.9	0.0	4.4
老人保健施設	0.4	1.1	2.3	4.6	11.5	10.5	15.8	10.7	0.0	5.1
療養型医療施設	0.2	0.4	0.3	1.3	2.0	1.4	3.7	17.9	0.0	1.4
医療(療養以外)	0.7	0.6	0.0	1.0	0.8	0.7	0.9	1.8	0.0	0.7
病院	15.8	15.8	14.7	11.3	17.0	18.9	19.5	37.5	10.5	15.9
認知症高齢者グループホーム	0.0	0.0	1.4	2.3	5.3	4.2	4.7	1.8	0.0	2.0
ショートステイの長期利用	0.4	0.0	0.3	0.4	1.0	1.4	0.9	1.8	0.0	0.5
デイサービスでの長期宿泊	0.0	0.2	0.0	0.2	0.5	0.7	1.4	0.0	0.0	0.3
小規模多機能型居宅介護施設での長期宿	0.0	0.2	0.0	0.2	1.3	0.7	0.9	1.8	10.5	0.5
その他の施設	1.5	2.7	3.7	4.0	2.0	2.8	2.8	0.0	0.0	2.6
不詳等	1.3	0.2	0.6	1.5	0.3	0.0	0.0	0.0	21.1	0.8

☆要介護認定者数で割り戻した数

単位：％

暮らしの場所	自立	I	IIa	IIb	IIIa	IIIb	IV	M	不明等	総計
自宅	5,318	4,378	3,055	3,933	2,177	742	804	111	87	20,603
サービス付き高齢者向け住宅	62	74	49	62	12	25	12	0	49	346
有料老人ホーム	49	74	148	136	185	74	124	12	0	804
ケアハウス等	0	0	12	12	12	12	0	0	0	49
特別養護老人ホーム	12	87	99	198	445	185	371	62	0	1,459
老人保健施設	25	62	99	272	556	185	420	74	0	1,694
療養型医療施設	12	25	12	74	99	25	99	124	0	470
病院	1,125	965	643	730	866	346	544	272	25	5,516
認知症高齢者グループホーム	0	0	62	136	260	74	124	12	0	668
ショートステイの長期利用	25	0	12	25	49	25	25	12	0	173
デイサービスでの長期宿泊	0	12	0	12	25	12	37	0	0	99
小規模多機能型居宅介護施設での長期宿	0	12	0	12	62	12	25	12	25	161
その他の施設	99	161	161	235	99	49	74	0	0	878
不詳等	87	12	25	87	12	0	0	0	49	272
計	6,814	5,862	4,378	5,924	4,860	1,768	2,659	693	235	33,192

(7) 毎回表

3年ごとに調査、集計している同一表は以下のとおりである。認知症者の割合の増加は、主に後期高齢者割合の増加に伴うものと考えられる。

単位：人、％

区分	4月の月間 要介護(要支 援)認定者数	認定時の所在						
		居宅	特養	老健	介護療養型 医療施設	認知症高齢者 グループホーム	その他の施設	
2005/4	総数(A)	2,629	2,089	166	153	74	-	147
	認知症高齢者自立度Ⅱ以上(B)	1,244	835	145	118	55	-	91
	(B)/(A)	47.3	40.0	87.3	77.1	74.3	-	61.9
	認知症高齢者自立度Ⅲ以上(C)	619	340	113	77	42	-	47
(C)/(A)	23.5	16.3	68.1	50.3	56.8	-	32.0	
2008/4	総数(A)	2,645	1,937	124	157	33	49	345
	認知症高齢者自立度Ⅱ以上(B)	1,376	879	98	136	24	42	197
	(B)/(A)	52.0	45.4	79.0	86.6	72.7	85.7	57.1
	認知症高齢者自立度Ⅲ以上(C)	694	329	79	99	22	33	132
(C)/(A)	26.2	17.0	63.7	63.1	66.7	67.3	38.3	
2011/4	総数(A)	2,585	2,079	121	135	30	55	165
	認知症高齢者自立度Ⅱ以上(B)	1,452	1,046	110	123	28	50	95
	(B)/(A)	56.2	50.3	90.9	91.1	93.3	90.9	57.6
	認知症高齢者自立度Ⅲ以上(C)	713	440	87	81	24	34	47
(C)/(A)	27.6	21.2	71.9	60.0	80.0	61.8	28.5	
2014/4	総数(A)	2,684	2,209	118	137	38	54	128
	認知症高齢者自立度Ⅱ以上(B)	1,640	1,222	110	130	35	54	89
	(B)/(A)	61.1	55.3	93.2	94.9	92.1	100.0	69.5
	認知症高齢者自立度Ⅲ以上(C)	807	512	86	100	28	38	43
(C)/(A)	30.1	23.2	72.9	73.0	73.7	70.4	33.6	

出典：鳥取県長寿社会課による保険者への調査(直近2014.4実施)

注：「自宅」には、(6)表の「自宅」「サービス付き高齢者向け住宅」「有料老人ホーム」「ケアハウス等」「病院」を含む。また、「その他の施設」には、(6)表「ショートステイの長期利用」「デイサービスでの長期宿泊」「小規模多機能型居宅介護施設での長期宿泊」「その他の施設」「不詳等」を含む。

あいサポート・アートとっとりフェスタ「特別支援学校合同文化祭」の開催等について

平成26年9月18日
全国障がい者芸術・文化祭課

1 特別支援学校合同文化祭の開催

9月20日(土)に、あいサポート・アートとっとりフェスタ「特別支援学校合同文化祭」を開催します。

- 1 日時 平成26年9月20日(土) 12:00~16:00
- 2 場所 倉吉体育文化会館 体育館ほか
- 3 出演者 県内の特別支援学校10校(ステージ発表ほか)
Paix2(ペペ)(メッセージコンサート)
- 4 内容 特別支援学校10校による県内最大の合同文化祭。
歌やダンス、傘踊りから和太鼓まで、それぞれの学校が日ごろの練習の成果を披露します。当日は、Paix2(ペペ)が特別ゲストとして登場し、歌と言葉で綴る心温まるメッセージコンサートも行います。また、スイーツフェアも同時開催します。

2 「あいサポートコンサート」の開催

10月4日(土)に、あいサポート・アートとっとりフェスタ「あいサポートコンサート」を開催します。

- 1 日時 平成26年10月4日(土) 10:00~17:00
- 2 場所 米子市公会堂 大ホールほか
- 3 出演者 全国公募団体(ステージ発表)
長野県「楽団ケ・セラ」(あいサポート運動連携県ステージ)
奈良県「わたぼうしコンサート」(")
韓国「江原障がい者芸術団」(鳥取県海外友好交流地域ステージ)
台湾台中市「瞽者心光(こしゃしんこう)アコーディオン楽団」(")
Paix2(ペペ)(応援団ステージ)
だいやあ☆もんど(")
韓国チョン・ミヨンス(")(視覚障がいのあるプロの音楽家)
- 4 内容 鳥取県が推進する「あいサポート運動」をテーマに、県内はもとより、連携している長野県や奈良県などの県外、さらには海外から県の友好交流地域や韓国のアーティストを迎えた心温まるコンサートです。だいやあ☆もんどやPaix(ペペ)も応援に駆け付け、人気の「あいサポート・よなごマルシェ」も同時開催します。

3 鳥の演劇祭7「みやざき◎まあるい劇場」の開催

9月13日(土)、9月14日(日)に、あいサポート・アートとっとりフェスタ「鳥の演劇祭7『みやざき◎まあるい劇場』」を開催しました。

- 1 日時 平成26年9月13日(土) 16:00~17:00
9月14日(日) 13:00~14:00
- 2 場所 鳥取市鹿野往来交流館「童里夢」(どりーむ)

- 3 内容 今年で7回目を迎える「鳥の演劇祭7」の中で、障がい者とともに創りあげた質の高い演劇として、独特の世界観、美しい詩的なセリフで観客を魅了する宮崎県の「みやざき◎まあるい劇場」による劇を上演しました。
- 4 演目 「青空カラー」。小さな町のデパートの屋上を舞台に、そこに集まってくる元漫才コンビの兄弟や、退職した教師とその妻など、どこか時代から取り残された人々が、青空の下、小さな出会いをしていく物語です。

4 ワークショップの開催状況

障がいのある人もない人も一緒に楽しめるワークショップを開催します。

1 「演劇ワークショップ」

日時：9月29日（月）14：00～16：00

場所：鳥の劇場

講師：劇団TBTB（シアター・ブレーキング・スルー・バリアズ）（アメリカ）

1979年からニューヨークを拠点に活動する劇団で、さまざまな障がいのある演劇人が関わっています。

内容：「鳥の演劇祭7」において、9月27日（土）、9月28日（日）に作品を上演をする劇団TBTBによる障がいのある人もない人も、演劇の経験がある人もない人も参加できる演劇のワークショップです。

2 「ダンスワークショップ」（調整中）

日時：10月26日（日）～11月1日（土）時間未定

場所：とりぎん文化会館ほか

講師：南村千里（ダンサー：イギリス）

5 「鳥取・きらきらアートコレクション」の取組

障がいのある人が創作したアート作品（絵画）を、商店街の各店舗や公共施設などで常設展示し、多くの方が気軽に「障がい者アート」を鑑賞できる機会を広げる取組を行っているところであり、この度、展示箇所が50箇所を超えたことから、その展示箇所を紹介するリーフレットを制作しました。

1 展示箇所 県内52箇所（東部：31箇所、中部：12箇所、西部：9箇所）

<東部> 鳥取本通商店街9店舗、若桜街道商店街18店舗、元気茶屋ラダック（鳥取市弥生町）、ポプラ（ワシントンホテル内）、鳥の劇場（鳥取市鹿野町）、鳥取県庁本庁舎

<中部> 赤瓦・白壁土蔵郡周辺11店舗、BYヨシダ（倉吉市昭和町）

<西部> 四日市町商店街9店舗

2 展示作品 「きらきらアート展」に出展された作家や、この取組に賛同された作家の絵画作品（各店舗につき、1点ずつ展示。随時、作品が入れ替わります。）

<きらきらアート展> 障がいのある人の文化・芸術作品を県内から公募して展示するもので、平成20年度から毎年開催しているもの。なお、平成25年度の「第6回きらきらアート展」には、絵画、造形、書道など309点が出展されています。

3 展示期間 平成27年3月末まで

小児慢性特定疾病の新たな医療費助成制度について

平成26年9月18日
子育て応援課

児童福祉法の一部を改正する法律が平成26年5月30日に公布され、同法に基づく医療費助成制度の仕組及び対象となる疾病について、厚生労働省児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会において最終案が取りまとめられ、難病の患者に対する医療等に関する法律と同じ平成27年1月1日に施行となりますので、その概要について報告します。

1 新たな医療費助成制度の概要

- ① 医療費助成の対象疾病の拡大
 - ・ 514疾病から705疾病へ（うち新たに追加される疾病は107疾病）
 - ※その他、107疾病のほか複数の疾病を包括する2つの疾病も新たに追加されている。
- ② 自己負担割合
 - ・ 現行3割から2割に引き下げ
- ③ 自己負担限度額等
 - ・ 世帯の所得状況により負担限度額（月額）を決定。
 - ※負担限度額は難病支援法の約1/2
 - （配慮事項）
 - ・ 高額な医療が長期的に継続する患者への配慮
 - ・ 疾病の状態が重度である者への配慮
 - ・ 人工呼吸器等の生命の維持等に必要な装置を着用する必要がある者への配慮
 - ・ 既認定者への配慮（経過措置あり：3年間）
- ④ 医療費助成の法定給付化
 - ・ 平成27年1月から新制度を開始することとし、財源については義務的経費化

2 医療費助成の対象疾病（案）

別紙の705疾病（包括的な疾病を除く）

※厚生労働省においてパブリックコメント実施済：8/15～9/15

○ 現行の医療費助成対象疾病を整理・見直し	
514疾病を細分類化	598疾病
○ 新制度における追加疾病	107疾病
	計 705疾病

パブリックコメント後に、厚生労働大臣が決定し、10月に告示される予定。

3 県の対応

小児慢性特定疾病の方が、平成27年1月1日から医療費助成が受けられるよう、新規指定疾患の周知を図るとともに、指定医及び指定医療機関の指定作業を速やかに行う。

<今後の予定>

- 10月頃～ 医師・医療機関等へ申請書等を配布、及び県ホームページに掲載
- 11月頃～ 指定医・指定医療機関の申請受付
新制度での新規申請（追加疾病等）の受付
- 12月 指定医・指定医療機関の指定（その情報を県ホームページへ公開）
医療費受給者証発行（県→患者）
- 1月 新制度での医療費助成

<参考> 小児慢性特定疾病医療費助成の対象疾病の定義

- 慢性に経過する疾病であること
- 生命を長期にわたって脅かす疾病であること
- 症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること
- 長期にわたって高額な医療費の負担が継続する疾病であること

新規対象疾病 候補一覧

番号	疾患群	疾病名
1	慢性腎疾患群	非典型溶血性尿毒症症候群
2	慢性呼吸器疾患群	特発性間質性肺炎
3	(同上)	肺胞微石症
4	(同上)	閉塞性細気管支炎
5	(同上)	リンパ管腫・リンパ管腫症
6	(同上)	先天性横隔膜ヘルニア
7	慢性心疾患群	肺静脈狭窄症
8	(同上)	フォンタン(Fontan)術後症候群
9	内分泌疾患群	中枢性塩喪失症候群
10	膠原病	全身性エリテマトーデス
11	(同上)	皮膚筋炎・多発性筋炎
12	(同上)	抗リン脂質抗体症候群
13	(同上)	ベーチェット(Behçet)病
14	(同上)	大動脈炎症候群(高安動脈炎)
15	(同上)	多発血管炎性肉芽腫症(ウェジナー(Wegener)肉芽腫症)
16	(同上)	結節性多発血管炎
17	(同上)	顕微鏡的多発血管炎
18	(同上)	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
19	(同上)	再発性多発軟骨炎
20	(同上)	強皮症
21	(同上)	混合性結合組織病
22	(同上)	家族性地中海熱
23	(同上)	クリオピリン関連周期熱症候群
24	(同上)	ブラウ(Blau)症候群 / 若年発症サルコイドーシス
25	(同上)	インターロイキン I 受容体拮抗分子欠損症
26	血液疾患群	ファンコニ(Fanconi)貧血
27	(同上)	再生不良性貧血
28	免疫疾患群	自己免疫性リンパ増殖症候群(ALPS)
29	神経・筋疾患群	髄膜脳瘤
30	(同上)	脊髄髄膜瘤
31	(同上)	仙尾部奇形腫
32	(同上)	滑脳症
33	(同上)	裂脳症
34	(同上)	全前脳胞症
35	(同上)	中隔視神経形成異常症(ド・モルシア(De Morsier)症候群)
36	(同上)	ダンディー・ウォーカー(Dandy-Walker)症候群
37	(同上)	先天性水頭症
38	(同上)	ジュベール(Joubert)症候群関連疾患
39	(同上)	神経皮膚黒色症
40	(同上)	ゴーリン(Gorlin)症候群(基底細胞母斑症候群)
41	(同上)	フォン・ヒッペル・リンドウ(von Hippel Lindau)病
42	(同上)	コケイン(Cockayne)症候群
43	(同上)	皮質下嚢胞をもつ大頭型白質脳症
44	(同上)	白質消失病
45	(同上)	非症候性頭蓋骨縫合早期癒合症
46	(同上)	アペール(Apert)症候群
47	(同上)	クルーゾン(Crouzon)病
48	(同上)	45から47に掲げるもののほかの、重度の頭蓋骨早期癒合症
49	(同上)	遺伝性運動感覚ニューロパチー
50	(同上)	デュシェンヌ(Duchenne)型筋ジストロフィー
51	(同上)	エメリー・ドレイフス(Emery-Dreifuss)型筋ジストロフィー

番号	疾患群	疾病名
52	(同上)	肢帯型筋ジストロフィー
53	(同上)	顔面肩甲上腕型筋ジストロフィー
54	(同上)	シュワルツ・ヤンペル(Schwartz-Jampel)症候群
55	(同上)	ウンフェルリヒト・ルントボルク(Unverricht-Lundborg)病
56	(同上)	ラフォラ(Lafora)病
57	(同上)	脊髄小脳変性症
58	(同上)	小児交互性片麻痺
59	(同上)	変形性筋ジストニー
60	(同上)	パントテン酸キナーゼ関連神経変性症
61	(同上)	乳児神経軸索ジストロフィー
62	(同上)	乳児両側線条体壊死
63	(同上)	先天性ヘルペスウイルス感染症
64	(同上)	先天性風疹症候群
65	(同上)	エカルディ・グティエール(Aicardi-Goutieres)症候群
66	(同上)	ラスムッセン(Rasmussen)脳炎
67	(同上)	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
68	(同上)	多発性硬化症
69	(同上)	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
70	(同上)	重症筋無力症
71	(同上)	脊髄性筋萎縮症
72	(同上)	もやもや病
73	慢性消化器疾患群	家族性腺腫性ポリポーシス
74	(同上)	潰瘍性大腸炎
75	(同上)	クローン(Crohn)病
76	(同上)	急性肝不全(昏睡型)
77	(同上)	新生児ヘモクロマトーシス
78	(同上)	先天性門脈欠損症
79	(同上)	門脈・肝動脈瘻
80	(同上)	遺伝性脾炎
81	(同上)	短腸症
82	(同上)	ヒルシュスブルング(Hirschsprung)病
83	(同上)	慢性特発性偽性腸閉塞症
84	(同上)	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
85	(同上)	腸管神経節細胞僅少症
86	(同上)	肝巨大血管腫
87	(同上)	総排泄腔遺残
88	(同上)	総排泄腔外反症
89	先天異常症候群	コフィン・ローリー(Coffin-Lowry)症候群
90	(同上)	ソトス(Sotos)症候群
91	(同上)	スミス・マギニス(Smith-Magenis)症候群
92	(同上)	ルビンシュタイン・テイビ(Rubinstein-Taybi)症候群
93	(同上)	歌舞伎症候群
94	(同上)	ウィーバー(Weaver)症候群
95	(同上)	コルネリア・デランゲ(Cornelia de Lange)症候群
96	(同上)	ベックウィズ・ヴィーデマン(Beckwith-Wiedemann)症候群
97	(同上)	アンジェルマン(Angelman)症候群
98	(同上)	5p-症候群
99	(同上)	4p-症候群
100	(同上)	18トリソミー症候群
101	(同上)	13トリソミー症候群
102	(同上)	ダウン(Down)症候群
103	(同上)	97から102に掲げるもののほかの、常染色体異常(ウィリアムズ(Williams)症候群、プラダー-ウィリ(Prader-Willi)症候群を除く)

番号	疾患群	疾病名
104	(同上)	CFC症候群
105	(同上)	マルファン (Marfan) 症候群
106	(同上)	コステロ (Costello) 症候群
107	(同上)	チャージ (CHARGE) 症候群
108	皮膚疾患群	膿疱性乾癬(汎発型)
109	(同上)	レックリングハウゼン (Recklinghausen) 病 (神経線維腫症I型)

※ 109の疾病のうち、48、103番は、包括的な疾病の名称で外数。

見直し後の対象疾病一覧

研究班案		状態の程度
大分類	細分類	
1 白血病	1 前駆B細胞リンパ芽球性白血病	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後5年経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
	2 成熟B細胞リンパ芽球性白血病	
	3 T細胞リンパ芽球性白血病	
	4 急性骨髄性白血病、最小分化	
	5 成熟を伴わない急性骨髄性白血病	
	6 成熟を伴う急性骨髄性白血病	
	7 急性前骨髄球性白血病	
	8 急性骨髄単球性白血病	
	9 急性単球性白血病	
	10 急性赤白血病	
	11 急性巨核芽球性白血病	
	12 NK(ナチュラルキラー)細胞白血病	
	13 慢性骨髄性白血病	
	14 慢性骨髄単球性白血病	
	15 若年性骨髄単球性白血病	
	16 1から15に掲げるもののほかの、白血病	
	2 骨髄異形成症候群	
3 悪性リンパ腫	18 成熟B細胞リンパ腫	(同上)
	19 未分化大細胞リンパ腫	(同上)
	20 Bリンパ芽球性リンパ腫	(同上)
	21 Tリンパ芽球性リンパ腫	(同上)
	22 ホジキン(Hodgkin)リンパ腫	(同上)
	23 18から22に掲げるもののほかの、悪性リンパ腫	(同上)
	24 ランゲルハンス(Langerhans)細胞組織球症	(同上)
4 組織球症	25 血球貪食性リンパ組織球症	(同上)
	26 24及び25に掲げるもののほかの、組織球症	(同上)
5 固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	27 神経芽腫	(同上)
	28 神経節芽腫	(同上)
	29 網膜芽細胞腫	(同上)
	30 ウィルムス(Wilms)腫瘍・腎芽腫	(同上)
	31 腎明細胞肉腫	(同上)
	32 腎細胞癌	(同上)
	33 肝芽腫	(同上)
	34 肝細胞癌	(同上)
	35 骨肉腫	(同上)
	36 骨軟骨腫症	(同上)
	37 軟骨肉腫	(同上)

研究班案		状態の程度
大分類	細分類	
	38 軟骨芽腫	(同上)
	39 悪性骨巨細胞腫	(同上)
	40 ユーイング(Ewing)肉腫	(同上)
	41 未分化神経外胚葉性腫瘍(末梢性のもの)	(同上)
	42 横紋筋肉腫	(同上)
	43 悪性ラドイド腫瘍	(同上)
	44 未分化肉腫	(同上)
	45 線維形成性小円形細胞腫瘍	(同上)
	46 線維肉腫	(同上)
	47 滑膜肉腫	(同上)
	48 明細胞肉腫(腎明細胞肉腫を除く)	(同上)
	49 胞巣状軟部肉腫	(同上)
	50 平滑筋肉腫	(同上)
	51 脂肪肉腫	(同上)
	52 未分化胚細胞腫	(同上)
	53 胎児性癌	(同上)
	54 多胎芽腫	(同上)
	55 卵黄嚢腫	(同上)
	56 絨毛癌	(同上)
	57 混合性胚細胞腫瘍	(同上)
	58 性索間質性腫瘍	(同上)
	59 副腎皮質癌	(同上)
	60 甲状腺癌	(同上)
	61 上咽頭癌	(同上)
	62 唾液腺癌	(同上)
	63 悪性黒色腫	(同上)
	64 褐色細胞腫	(同上)
	65 悪性胸腺腫	(同上)
	66 胸膜肺芽腫	(同上)
	67 気管支腫瘍	(同上)
	68 痔芽腫	(同上)
	69 27から68に掲げるもののほかの、固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く)	(同上)
	6 中枢神経系腫瘍	70 毛様細胞性星細胞腫
71 びまん性星細胞腫		
72 退形成性星細胞腫		
73 膠芽腫		
74 上衣腫		
75 乏突起神経膠腫		
76 髓芽腫		
		(同上)

研究班案		状態の程度
大分類	細分類	
	77 頭蓋咽頭腫	(同上)
	78 松果体腫	(同上)
	79 脈絡叢乳頭腫	(同上)
	80 髄膜腫	(同上)
	81 下垂体腺腫	(同上)
	82 神経節膠腫	(同上)
	83 神経節腫	(同上)
	84 脊索腫	(同上)
	85 未分化神経外胚葉性腫瘍 (中枢性のもの)	(同上)
	86 異型奇形腫瘍/ラブリド腫瘍	(同上)
	87 悪性神経鞘腫	(同上)
	88 神経鞘腫	(同上)
	89 奇形腫 (頭蓋内及び脊柱管内に限る)	(同上)
	90 頭蓋内胚細胞腫瘍	(同上)
	91 70から90に掲げるもののほかの、中枢神経系腫瘍	(同上)

2 慢性腎疾患群

研究班案		状態の程度
大分類	細分類	
1 ネフローゼ症候群	1 フィンランド型先天性ネフローゼ症候群	次のいずれかに該当する場合 ア 先天性ネフローゼ症候群の場合 イ 治療で薬物療法を行っている場合 ウ 腎移植を行った場合
	2 びまん性メサンギウム硬化症	(同上)
	3 微小変化型ネフローゼ症候群	次のいずれかに該当する場合 ア 半年間で3回以上再発した場合 イ 治療で免疫抑制薬、生物学的製剤を用いる場合 ウ 腎移植を行った場合
	4 巣状分節性糸球体硬化症	病理診断で診断が確定し、治療で、ステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤、降圧薬のうち一つ以上を用いる場合、または腎移植を行った場合
	5 膜性腎症	(同上)
	6 1から5に掲げるもののほかの、ネフローゼ症候群	次のいずれかに該当する場合 ア 先天性ネフローゼ症候群の場合 イ 半年間で3回以上再発した場合 ウ 治療で免疫抑制薬、生物学的製剤を用いる場合 エ ステロイド抵抗性ネフローゼ症候群の場合 オ 腎移植を行った場合
2 慢性糸球体腎炎	7 IgA腎症	病理診断で診断が確定し、治療で、ステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤、降圧薬のうち一つ以上を用いる場合、または腎移植を行った場合
	8 メサンギウム増殖性糸球体腎炎(IgA腎症を除く)	(同上)
	9 膜性増殖性糸球体腎炎	(同上)
	10 紫斑病性腎炎	(同上)
	11 抗糸球体基底膜腎炎(グッドパスチャー(Goodpasture)症候群)	(同上)
	12 慢性糸球体腎炎(アルポート(Alport)症候群による)	(同上)
	13 エプスタイン(Epstein)症候群	治療で薬物療法を行っている場合、または腎移植を行った場合
	14 ループス腎炎	病理診断で診断が確定し、治療で、ステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤、降圧薬のうち一つ以上を用いる場合
	15 急速進行性糸球体腎炎(顕微鏡的多発血管炎による)	(同上)
	16 急速進行性糸球体腎炎(多発血管炎性肉芽腫症による)	(同上)

研究班案		状態の程度
大分類	細分類	
3 慢性尿管間質性腎炎(尿路奇形が原因のものは除く)	17 非典型溶血性尿毒症症候群	治療で、ステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、血漿交換療法、輸血のうち一つ以上を用いる場合、または腎移植を行った場合
	18 ネイル・パテラ(Nail-Patella)症候群(爪棘蓋症候群)	病理診断で診断が確定し、治療で、ステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤、降圧薬のうち一つ以上を用いる場合、または腎移植を行った場合
	19 7から18に掲げるもののほかの、慢性糸球体腎炎	(同上)
	20 慢性尿管間質性腎炎(尿路奇形が原因のものは除く)	腎機能低下がみられる場合、または腎移植を行った場合
	21 慢性腎盂腎炎	(同上)
	22 アミロイド腎	治療で薬物療法を行っている場合、または腎移植を行った場合
	23 家族性若年性高尿酸血症性腎症	(同上)
	24 ネフロン病	(同上)
	25 腎血管性高血圧	(同上)
	26 腎静脈血栓症	(同上)
	27 腎動静脈瘻	腎機能低下がみられる場合、または腎移植を行った場合
	28 尿管管性アシドーシス	治療で薬物療法を行っている場合、または腎移植を行った場合
	29 ゴッテルマン(Gitelman)症候群	(同上)
	30 バーター(Bartter)症候群	(同上)
	31 尿管管結石	腎機能低下がみられる場合、泌尿器科的手術を行った場合、または腎移植を行った場合
	32 慢性腎不全(腎腫瘍による)	腎機能低下がみられる場合、または腎移植を行った場合
	33 慢性腎不全(急性尿管管壊死または腎虚血による)	(同上)
16 腎奇形	34 多発性嚢胞腎	治療で薬物療法を行っている場合、または腎移植を行った場合
	35 低形成腎	腎機能低下がみられる場合、または腎移植を行った場合
	36 腎無形成	(同上)
	37 ポッター(Potter)症候群	治療で薬物療法を行っている場合、または腎移植を行った場合
	38 多嚢胞性異形成腎	腎機能低下がみられる場合、または腎移植を行った場合
	39 寡巨大糸球体症	(同上)
	40 34から39に掲げるもののほかの、腎奇形	(同上)
	41 閉塞性尿路疾患	腎機能低下がみられる場合、泌尿器科的手術を行った場合、または腎移植を行った場合
17 尿路奇形	42 膀胱尿管逆流(下部尿路の閉塞性尿路疾患による場合を除く)	(同上)
	43 41及び42に掲げるもののほかの、尿路奇形	(同上)
	44 萎縮腎(尿路奇形が原因のものは除く)	腎機能低下がみられる場合、または腎移植を行った場合
18 萎縮腎(尿路奇形が原因のものは除く)	腎機能低下がみられる場合、または腎移植を行った場合	
19 ファンコーニ(Fanconi)症候群	治療で薬物療法を行っている場合、または腎移植を行った場合	
20 ロー(Lowe)症候群	(同上)	

3 慢性呼吸器疾患群

大分類		研究班案		状態の程度
		細分類		
1	気道狭窄	1	気道狭窄	「治療で、呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするもの）、酸素療法、気道拡張術・形成術後、中心静脈栄養、経管栄養のうち一つ以上を行う場合」でかつ「急性期のものを除く」 但し、気管切開術、上顎下顎延長術は対象となるが、咽頭狭窄では通常の手術（アデノイド切除術、扁桃摘出術、咽頭形成術等）により治癒する場合は除く
2	気管支喘息	2	気管支喘息	次のいずれかに該当する場合 ア 1年以内に3か月に3回以上の大発作があった場合 イ 1年以内に意識障害を伴う大発作があった場合 ウ 治療で、人工呼吸管理又は挿管を行う場合 オ 生物学的製剤の投与を行った場合 エ 概ね1か月以上の長期入院療法を行う場合
3	先天性中枢性低換気症候群	3	先天性中枢性低換気症候群	治療で、呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするもの）、酸素療法、中心静脈栄養、横隔膜パージングのうち一つ以上を行う場合
4	間質性肺疾患	4	特発性間質性肺炎	疾病名に該当する場合
		5	先天性肺胞蛋白症（遺伝子異常が原因の間質性肺疾患を含む）	(同上)
		6	肺胞微石症	(同上)
5	線毛機能不全症候群	7	線毛機能不全症候群（カルタゲナー Kartagener症候群を含む）	治療が必要な場合
6	嚢胞性線維症	8	嚢胞性線維症	(同上)
7	気管支拡張症	9	気管支拡張症	気管支炎や肺炎を繰り返す場合
8	特発性肺ヘモジデロシス	10	特発性肺ヘモジデロシス	治療が必要な場合
9	慢性肺疾患	11	慢性肺疾患	治療で、呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするもの）、酸素療法、中心静脈栄養のうち一つ以上を行う場合
10	閉塞性細気管支炎	12	閉塞性細気管支炎	治療が必要な場合
11	リンパ管腫・リンパ管腫症	13	リンパ管腫・リンパ管腫症	(同上)
12	先天性横隔膜ヘルニア	14	先天性横隔膜ヘルニア	(同上)

(慢性心疾患群)

対象となる疾病の状態の程度

本文中「第1基準」「第2基準」「第3基準」とは、それぞれ次に掲げる基準をいう。

第1基準	現在治療中で、強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、抗血小板薬、抗凝固薬、末梢血管拡張薬、β遮断薬、肺血管拡張薬のいずれかが投与されている場合
第2基準	次の①から⑨のいずれかが認められていること。①肺高血圧症(収縮期血40mmHg以上)、②肺動脈狭窄症(右室-肺動脈圧較差20mmHg以上)③2度以上の房室弁逆流、④2度以上の半月弁逆流、⑤圧較差20mmHg以上の大動脈狭窄、⑥心室性期外収縮、上室性頻拍、心室性頻拍、心房粗細動、高度房室ブロック、⑦左室駆出率0.6以下、⑧心胸郭比60%以上、⑨圧較差20mmHg以上の大動脈再狭窄
第3基準	最終手術不能のためチアノーゼがあり、死に至る可能性を減らすための濃厚なケア、治療及び経過観察が必要な場合

4 慢性心疾患群

研究班案		状態の程度
大分類	細分類	
1 洞不全症候群	1 洞不全症候群	疾病名に該当すれば対象となる
2 Eビッツ2型ブロック	2 Eビッツ (Mobitz) 2型ブロック	(同上)
3 完全房室ブロック	3 完全房室ブロック	(同上)
4 脚ブロック	4 脚ブロック	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
5 多源性心室期外収縮	5 多源性心室期外収縮	心室性期外収縮であって多源性である場合
6 上室頻拍	6 上室頻拍 (WPW症候群による)	第1基準を満たす場合
	7 多源性心房頻拍	(同上)
	8 6及び7に掲げるもののほかの、上室頻拍	(同上)
	9 ペラバミル感受性心室頻拍	(同上)
7 心室頻拍	10 カテコラミン誘発多形性心室頻拍	(同上)
	11 9及び10に掲げるもののほかの、心室頻拍	(同上)
	12 心房粗動	(同上)
9 心房細動	13 心房細動	(同上)
10 心室細動	14 心室細動	疾病名に該当すれば対象となる
11 QT延長症候群	15 QT延長症候群	(同上)
12 肥大型心筋症	16 肥大型心筋症	(同上)
13 不整脈源性右室心筋症	17 不整脈源性右室心筋症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
14 心筋緻密化障害	18 心筋緻密化障害	(同上)
15 拡張型心筋症	19 拡張型心筋症	疾病名に該当すれば対象となる
16 拘束型心筋症	20 拘束型心筋症	(同上)
17 心室瘤	21 心室瘤	第1基準を満たす場合
18 心内腹線維性症	22 心内腹線維性症	疾病名に該当すれば対象となる
19 心臓腫瘍	23 心臓腫瘍	第1基準、第2基準又は第3基準を満たす場合
20 慢性心筋炎	24 慢性心筋炎	第1基準を満たす場合
21 慢性心膜炎	25 慢性心膜炎	(同上)
22 収縮性心膜炎	26 収縮性心膜炎	(同上)
23 先天性心膜炎	27 先天性心膜炎	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
24 冠動脈起始異常	28 左冠動脈肺動脈起始症	第1基準又は第2基準を満たす場合
	29 右冠動脈肺動脈起始症	(同上)
	30 28及び29に掲げるもののほかの、冠動脈起始異常	(同上)
25 川崎病性冠動脈瘤	31 川崎病性冠動脈瘤	一過性でないことが確実な冠動脈異常所見 (拡張、瘤形成、巨大瘤又は狭窄) を確認し、継続的な治療が行われている場合
26 冠動脈狭窄症 (川崎病によるものを除く)	32 冠動脈狭窄症 (川崎病によるものを除く)	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
27 虚血性心疾患	33 狭心症	(同上)
	34 心筋梗塞	(同上)
28 左心低形成症候群	35 左心低形成症候群	治療中である場合又は第2基準もしくは第3基準を満たす場合
29 単心室症	36 単心室症	(同上)
30 三尖弁閉鎖症	37 三尖弁閉鎖症	(同上)
31 肺動脈閉鎖症	38 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	(同上)
	39 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	(同上)

研究班案		状態の程度
大分類	細分類	
32 ファロー四徴症	40 ファロー (Fallot) 四徴症	(同上)
33 両大血管右室起始症	41 タウジッヒ・ビンク (Taussig-Bing) 奇形	(同上)
	42 両大血管右室起始症 (タウジッヒ・ビンク (Taussig-Bing) 奇形を除く)	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
	43 両大血管左室起始症	(同上)
34 両大血管左室起始症	43 両大血管左室起始症	(同上)
35 完全大血管転位症	44 完全大血管転位症	治療中である場合又は第2基準もしくは第3基準を満たす場合
36 先天性修正大血管転位症	45 先天性修正大血管転位症	(同上)
37 エプスタイン病	46 エプスタイン (Ebstein) 病	(同上)
38 総動脈幹遺残症	47 総動脈幹遺残症	(同上)
39 大動脈肺動脈窓	48 大動脈肺動脈窓	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
40 三心房心	49 三心房心	(同上)
41 動脈管開存症	50 動脈管開存症	(同上)
42 心房中隔欠損症	51 単心房症	(同上)
	52 二次孔型心房中隔欠損症	(同上)
	53 静脈洞型心房中隔欠損症	(同上)
	54 不完全型房室中隔欠損症 (不完全型心内腹床欠損症)	(同上)
	55 完全型房室中隔欠損症 (完全型心内腹床欠損症)	(同上)
43 完全型房室中隔欠損症	55 完全型房室中隔欠損症 (完全型心内腹床欠損症)	(同上)
44 心室中隔欠損症	56 心室中隔欠損症	(同上)
45 肺静脈還流異常症	57 総肺静脈還流異常症	治療中である場合又は第2基準もしくは第3基準を満たす場合
	58 部分肺静脈還流異常症	(同上)
46 肺静脈狭窄症	59 肺静脈狭窄症	(同上)
47 左室右房交通症	60 左室右房交通症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
48 右室二腔症	61 右室二腔症	(同上)
49 肺動脈弁下狭窄症	62 肺動脈弁下狭窄症	(同上)
50 大動脈弁下狭窄症	63 大動脈弁下狭窄症	(同上)
51 肺動脈狭窄症	64 肺動脈弁上狭窄症	(同上)
	65 末梢性肺動脈狭窄症	(同上)
52 肺動脈弁欠損	66 肺動脈弁欠損	治療中である場合又は第2基準もしくは第3基準を満たす場合
53 肺動脈上行大動脈起始症	67 肺動脈上行大動脈起始症	(同上)
54 一側肺動脈欠損	68 一側肺動脈欠損	(同上)
55 大動脈狭窄症	69 大動脈縮窄症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
	70 大動脈縮窄複合	(同上)
	71 大動脈弁上狭窄症	(同上)
	72 ウィリアムズ (Williams) 症候群	(同上)
	73 69から72に掲げるもののほかの、大動脈狭窄症	(同上)
	74 大動脈弓離断複合	(同上)
	75 大動脈弓閉塞症 (大動脈弓離断複合を除く)	(同上)
56 大動脈弓閉塞症	76 重複大動脈弓症	(同上)
	77 左肺動脈右肺動脈起始症	(同上)
	78 76及び77に掲げるもののほかの、血管輪	(同上)
57 血管輪	79 バルサルバ (Valsalva) 洞動脈瘤	破裂の場合又は破裂が予想される場合

		研究班案		状態の程度
大分類		細分類		
		80	大動脈瘤 (バルサルバ (Valsalva) 洞動脈瘤を除く)	(同上)
59	動静脈瘤	81	肺動静脈瘻	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
		82	冠動脈瘻	(同上)
		83	81及び82に掲げるもののほかの、動静脈瘻	(同上)
60	肺動脈性肺高血圧症	84	肺動脈性肺高血圧症	疾病名に該当すれば対象となる
61	慢性肺性心	85	慢性肺性心	治療中である場合又は第2基準もしくは第3基準を満たす場合
62	心臓弁膜症	86	三尖弁狭窄症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
		87	三尖弁閉鎖不全症	(同上)
		88	僧帽弁狭窄症	(同上)
		89	僧帽弁閉鎖不全症	(同上)
		90	肺動脈弁狭窄症	(同上)
		91	肺動脈弁閉鎖不全症	(同上)
		92	大動脈弁狭窄症	(同上)
		93	大動脈弁閉鎖不全症	(同上)
63	僧帽弁弁上輪	94	僧帽弁弁上輪	(同上)
64	内臓錯位症候群	95	無脾症候群	治療中である場合又は第2基準もしくは第3基準を満たす場合
		96	多脾症候群	(同上)
65	フォンタン術後症候群	97	フォンタン (Fontan) 術後症候群	Fontan型手術を行った場合

5 内分泌疾患群

大分類		研究明案		状態の程度
		細分類		
1	下垂体機能低下症	1	先天性下垂体機能低下症	治療で、補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合、ただし、成長ホルモン治療を行う場合には、別に定める基準を満たすものに限る
		2	後天性下垂体機能低下症	(同上)
2	下垂体性巨人症	3	下垂体性巨人症	治療で、補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合
3	先端巨大症	4	先端巨大症	(同上)
4	成長ホルモン分泌不全性低身長症	5	成長ホルモン (GH) 分泌不全性低身長症 (脳の器質的原因による)	治療で、補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合、ただし、成長ホルモン治療を行う場合には、別に定める基準を満たすものに限る
		6	成長ホルモン (GH) 分泌不全性低身長症 (脳の器質的原因によるものを除く)	(同上)
5	成長ホルモン不応症候群	7	インスリン様成長因子1 (IGF1) 不応症	治療で、補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合
		8	成長ホルモン (GH) 不応症候群 (インスリン様成長因子1 (IGF1) 不応症を除く)	(同上)
6	高プロラクチン血症	9	高プロラクチン血症	(同上)
7	ADH不適合分泌症候群	10	ADH不適合分泌症候群	(同上)
8	尿崩症	11	中枢性尿崩症	(同上)
		12	口渴中枢障害を伴う高ナトリウム血症 (本態性高ナトリウム血症)	(同上)
		13	腎性尿崩症	(同上)
		14	中枢性塩喪失症候群	(同上)
9	中枢性塩喪失症候群	15	バセドウ (Basedow) 病	(同上)
10	甲状腺機能亢進症	16	甲状腺機能亢進症 (バセドウ (Basedow) 病を除く)	(同上)
		17	異所性甲状腺	(同上)
11	甲状腺機能低下症	18	無甲状腺症	(同上)
		19	甲状腺刺激ホルモン(TSH)分泌低下症 (先天性に限る)	(同上)
		20	17から19に掲げるもののほかの、先天性甲状腺機能低下症	(同上)
		21	橋本病	(同上)
		22	萎縮性甲状腺炎	(同上)
		23	21及び22に掲げるもののほかの、後天性甲状腺機能低下症	(同上)
		24	甲状腺ホルモン不応症	(同上)
12	甲状腺ホルモン不応症	25	腺腫様甲状腺腫	(同上)
13	腺腫様甲状腺腫	26	副甲状腺機能亢進症	治療で、補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合、ビタミンDの維持療法を行っている場合も対象とする
14	副甲状腺機能亢進症	27	副甲状腺欠損症	(同上)
15	副甲状腺機能低下症	28	副甲状腺機能低下症 (副甲状腺欠損症を除く)	(同上)
		29	自己免疫性多内分泌腺症候群 1型	(同上)
16	自己免疫性多内分泌腺症候群	30	自己免疫性多内分泌腺症候群 2型	治療で、補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合

大分類		研究明案		状態の程度
		細分類		
17	偽性副甲状腺機能低下症	31	偽性偽性副甲状腺機能低下症	治療で、補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合、ビタミンDの維持療法を行っている場合も対象とする
		32	偽性副甲状腺機能低下症 (偽性偽性副甲状腺機能低下症を除く)	(同上)
18	クッシング症候群	33	クッシング (Cushing) 病	治療で、補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合
		34	異所性副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)産生症候群	(同上)
		35	副腎腺腫	(同上)
		36	副腎皮質結節性過形成	(同上)
		37	33から36に掲げるもののほかの、クッシング (Cushing) 症候群	(同上)
19	慢性副腎皮質機能低下症	38	副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)単独欠損症	(同上)
		39	副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)不応症	(同上)
		40	先天性副腎低形成症	(同上)
		41	グルココルチコイド抵抗症	(同上)
		42	38から41に掲げるもののほかの、慢性副腎皮質機能低下症 (アジソン (Addison) 病を含む)	(同上)
20	アルドステロン症	43	アルドステロン症	(同上)
21	見かけの鉱質コルチコイド過剰症候群	44	見かけの鉱質コルチコイド過剰症候群 (AME症候群)	(同上)
22	リドル症候群	45	リドル (Liddle) 症候群	(同上)
23	低アルドステロン症	46	低レニン性低アルドステロン症	(同上)
		47	アルドステロン合成酵素欠損症	(同上)
		48	46及び47に掲げるもののほかの、低アルドステロン症	(同上)
		49	偽性低アルドステロン症	(同上)
24	偽性低アルドステロン症	50	リポイド副腎過形成症	(同上)
		51	3β-ヒドロキシステロイド脱水素酵素欠損症	(同上)
		52	11β-水酸化酵素欠損症	(同上)
		53	17α-水酸化酵素欠損症	(同上)
		54	21-水酸化酵素欠損症	(同上)
		55	P450酸化還元酵素欠損症	(同上)
		56	50から55に掲げるもののほかの、先天性副腎過形成症	(同上)
		57	ゴナドトロピン依存性思春期早発症	治療で、補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合
		58	ゴナドトロピン非依存性思春期早発症	(同上)
27	エストロゲン過剰症 (思春期早発症を除く)	59	エストロゲン過剰症 (ゴナドトロピン依存性思春期早発症及びゴナドトロピン非依存性思春期早発症を除く)	治療で、補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合
		60	アンドロゲン過剰症 (ゴナドトロピン依存性思春期早発症及びゴナドトロピン非依存性思春期早発症を除く)	(同上)
28	アンドロゲン過剰症 (思春期早発症を除く)	61	カルマン (Kallmann) 症候群	(同上)
		62	低ゴナドトロピン性性腺機能低下症 (カルマン (Kallmann) 症候群を除く)	(同上)
29	低ゴナドトロピン性性腺機能低下症	63	精巣形成不全	治療で補充療法を行っている場合
		64	卵巣形成不全	(同上)

研究班案		状態の程度
大分類	細分類	
31 性分化疾患	65 63及び64に掲げるもののほかの、高ゴナドトロピン性性腺機能低下症	治療で、補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合
	66 卵精巢性性分化疾患	(同上)
	67 混合性性腺異形成症	(同上)
	68 5α-還元酵素欠損症	(同上)
	69 17β-ヒドロキシステロイド脱水素酵素欠損症	(同上)
	70 アンドロゲン不応症	(同上)
	71 68から70に掲げるもののほかの、46,XY性分化疾患	(同上)
32 消化管ホルモン産生腫瘍	72 46,XX性分化疾患	(同上)
	73 VIP産生腫瘍	(同上)
	74 ガストリノーマ	(同上)
	75 カルチノイド症候群	(同上)
33 グルカゴノーマ	76 グルカゴノーマ	(同上)
34 高インスリン血症性低血糖症	77 インスリノーマ	治療で補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法、胃瘻・持続経鼻栄養等の栄養療法のいずれか一つ以上を行っている場合
	78 先天性高インスリン血症	(同上)
	79 77及び78に掲げるもののほかの、高インスリン血症性低血糖症	(同上)
35 ビタミンD依存性くる病	80 ビタミンD依存性くる病	治療で、補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合、ビタミンDの維持療法を行っている場合も対象とする
36 ビタミンD抵抗性骨軟化症	81 ビタミンD抵抗性骨軟化症	(同上)
37 原発性低リン血症性くる病	82 原発性低リン血症性くる病	(同上)
38 軟骨異栄養症	83 軟骨無形成症	治療で、補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合、ただし、成長ホルモン治療を行う場合は、別に定める基準を満たすものに限る
	84 軟骨低形成症	(同上)
39 骨形成不全症	85 骨形成不全症	治療で、補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合
40 脂肪異栄養症（脂肪萎縮症）	86 脂肪異栄養症（脂肪萎縮症）	(同上)
41 多発性内分泌腫瘍	87 多発性内分泌腫瘍1型（ワルマー（Wermer）症候群）	手術を実施し、かつ術後も治療が必要な場合
	88 多発性内分泌腫瘍2型（シップル（Sipple）症候群）	(同上)
	89 87及び88に掲げるもののほかの、多発性内分泌腫瘍	(同上)
42 多嚢胞性卵巣症候群	90 多嚢胞性卵巣症候群	治療で、補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合
43 内分泌疾患を伴う先天奇形症候群	91 ターナー（Turner）症候群	治療で、補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合、ただし、成長ホルモン治療を行う場合は、別に定める基準を満たすものに限る
	92 プラダー・ウィリ（Prader-Willi）症候群	(同上)
	93 マッキューン・オルブライト（McCune-Albright）症候群	治療で、補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合
	94 ノーナン（Noonan）症候群	(同上)
	95 バルデー・ビードル（Bardet-Biedl）症候群	(同上)

ヒト成長ホルモン治療を行う場合においては、この表に定める疾患の状態の程度であって、小児慢性特定疾患（成長ホルモン治療）対象基準表に定める基準を満たすものを対象とする

ヒト成長ホルモン治療を行う場合の基準について

ヒト成長ホルモン治療を行う場合においては、この表に定める疾病の状態の程度であって次の基準を満たすものを対象とする。

I 開始基準

新たに治療を開始する場合は、次の要件を満たすこと。

- 1 成長ホルモン（GH）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものを除く）、先天性下垂体機能低下症及び後天性下垂体機能低下症の場合：
次のいずれも満たすこと。ただし、乳幼児で成長ホルモン分泌不全が原因と考えられる症候性低血糖がある場合は、(3)を満たしていれば足りること。
 - (1) 現在の身長が別表第一に掲げる値以下であること。
 - (2) IGF-1（ソマトメジンC）値が200ng/ml未満（5歳未満の場合は、150ng/ml未満）であること。
 - (3) 乳幼児で成長ホルモン分泌不全が原因と考えられる症候性低血糖がある場合は1種以上、その他の場合は2種以上の成長ホルモン分泌刺激試験（空腹下で行われた場合に限る。）の全ての結果（試験前の測定値を含む。）で、成長ホルモンの最高値が6ng/ml（GHRP-2負荷では16ng/ml）以下であること。
- 2 成長ホルモン（GH）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因による）（1種以上の成長ホルモン分泌刺激試験（空腹下で行われた場合に限る。）の全ての結果（試験前の測定値を含む。）で、成長ホルモンの最高値が6ng/ml（GHRP-2負荷では16ng/ml）以下である場合に限る。）、ターナー症候群又はプラダー・ウィリ症候群による低身長の場合：
次のいずれかに該当すること。
 - (1) 現在の身長が別表第二に掲げる値以下であること。
 - (2) 年間の成長速度が、2年以上にわたって別表第三に掲げる値以下であること。
- 3 軟骨無形成症又は軟骨低形成症による低身長の場合：
現在の身長が別表第四に掲げる値以下であること。
- 4 慢性腎不全による低身長の場合：
現在の身長が別表第一に掲げる値以下であること。

II 継続基準

次のいずれかに該当すること。

- 1 成長ホルモン（GH）分泌不全性低身長症（脳の器質的な原因による）、成長ホルモン（GH）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものを除く）、先天性下垂体機能低下症又は後天性下垂体機能低下症による低身長の場合：
 - ・初年度は、年間成長速度が6.0cm／年以上又は治療中1年間の成長速度と治療前1年間の成長速度との差が2.0cm／年以上であること。
 - ・治療2年目以降は、年間成長速度が3.0cm／年以上であること。

- 2 ターナー症候群、プラダー・ウィリ症候群、軟骨無形成症、軟骨低形成症、及び慢性腎不全による低身長の場合：
 - ・初年度は、年間成長速度が4.0cm／年以上又は治療中1年間の成長速度と治療前1年間の成長速度との差が1.0cm／年以上であること。
 - ・治療2年目以降は、年間成長速度が2.0cm／年以上であること。
 - ・治療3年目以降は、年間成長速度が1.0cm／年以上であること。

III 終了基準

男子身長 156.4cm、女子身長 145.4cm

別表第一 成長ホルモン（GH）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものを除く）、
 先天性下垂体機能低下症、後天性下垂体機能低下症、慢性腎不全による低身長症用身長基準
 （標準身長の一2.5SD値 上段男子、下段女子） （単位：cm）

年齢	各年齢に達してからの月数											
	0月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
0歳	43.6	48.0	52.3	55.7	58.5	60.4	61.9	63.2	64.4	65.5	66.5	67.6
	43.2	47.3	51.3	54.5	57.1	59.0	60.5	61.7	62.9	64.0	65.1	66.1
1歳	68.5	69.5	70.3	71.1	71.9	72.7	73.5	74.3	75.1	75.8	76.6	77.2
	67.1	68.1	69.0	70.0	70.8	71.7	72.5	73.4	74.2	74.9	75.6	76.3
2歳	77.9	78.5	79.2	79.8	80.4	80.9	81.5	82.0	82.6	83.1	83.6	84.2
	77.0	77.6	78.2	78.8	79.4	79.9	80.5	81.0	81.6	82.1	82.7	83.3
3歳	84.7	85.2	85.7	86.2	86.7	87.2	87.7	88.2	88.7	89.1	89.6	90.1
	83.8	84.3	84.9	85.4	85.9	86.5	87.0	87.5	88.0	88.5	89.0	89.5
4歳	90.5	91.0	91.4	91.9	92.3	92.8	93.2	93.7	94.1	94.6	95.0	95.5
	90.0	90.5	90.9	91.4	91.9	92.4	92.8	93.3	93.7	94.2	94.7	95.2
5歳	95.9	96.3	96.8	97.3	97.7	98.2	98.6	99.1	99.5	100.0	100.4	100.9
	95.6	96.1	96.6	97.0	97.5	97.9	98.4	98.9	99.3	99.8	100.2	100.7
6歳	101.4	101.9	102.4	102.8	103.3	103.8	104.3	104.7	105.2	105.6	106.1	106.5
	101.1	101.6	102.0	102.5	102.8	103.2	103.6	104.1	104.5	104.9	105.4	105.8
7歳	107.0	107.4	107.9	108.3	108.8	109.2	109.7	110.1	110.5	110.9	111.3	111.7
	106.3	106.7	107.1	107.6	108.0	108.4	108.9	109.3	109.7	110.1	110.4	110.8
8歳	112.1	112.5	112.9	113.3	113.7	114.1	114.5	114.9	115.3	115.7	116.1	116.5
	111.2	111.6	112.0	112.4	112.8	113.2	113.6	114.0	114.3	114.7	115.1	115.5
9歳	116.9	117.3	117.7	118.1	118.5	118.9	119.3	119.6	120.0	120.4	120.8	121.1
	115.8	116.2	116.6	117.0	117.3	117.7	118.1	118.5	119.0	119.4	119.8	120.3
10歳	121.5	121.9	122.3	122.6	123.0	123.4	123.8	124.1	124.4	124.7	125.0	125.3
	120.7	121.1	121.6	122.0	122.5	122.9	123.3	123.9	124.5	125.1	125.7	126.3
11歳	125.6	125.9	126.2	126.5	126.8	127.1	127.5	127.9	128.3	128.8	129.2	129.7
	126.9	127.5	128.1	128.7	129.2	129.8	130.4	131.0	131.6	132.1	132.7	133.3
12歳	130.1	130.5	131.0	131.4	131.9	132.3	132.8	133.4	134.1	134.8	135.4	136.1
	133.9	134.4	135.0	135.6	136.1	136.7	137.3	137.6	138.0	138.4	138.7	139.1
13歳	136.8	137.4	138.1	138.8	139.4	140.1	140.8	141.5	142.2	142.9	143.6	144.3
	139.4	139.8	140.2	140.5	140.9	141.2	141.6	141.8	141.9	142.1	142.3	142.4
14歳	145.0	145.7	146.4	147.2	147.9	148.6	149.3	149.7	150.0	150.4	150.8	151.2
	142.6	142.7	142.9	143.1	143.2	143.4	143.6	143.6	143.7	143.7	143.8	143.8
15歳	151.6	152.0	152.3	152.7	153.1	153.5	153.9	154.0	154.2	154.3	154.5	154.6
	143.9	144.0	144.0	144.1	144.1	144.2	144.3	144.3	144.3	144.3	144.4	144.4
16歳	154.8	154.9	155.0	155.2	155.3	155.5	155.6	155.7	155.7	155.8	155.8	155.9
	144.4	144.5	144.5	144.5	144.6	144.6	144.6	144.7	144.7	144.7	144.7	144.8
17歳	155.9	156.0	156.0	156.1	156.1	156.2	156.2	156.2	156.2	156.2	156.2	156.2
	144.8	144.8	144.9	144.9	144.9	144.9	145.0	145.0	145.0	145.0	145.0	145.0

別表第二 成長ホルモン（GH）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因による）、ターナー症候群
 及びプラダー・ウィリ症候群用身長基準
 （標準身長の一2.0SD値 上段男子、下段女子） （単位：cm）

年齢	各年齢に達してからの月数											
	0月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
0歳	44.7	49.1	53.4	56.9	59.6	61.6	63.1	64.4	65.6	66.7	67.8	68.8
	44.2	48.4	52.4	55.6	58.2	60.1	61.6	62.9	64.1	65.2	66.3	67.4
1歳	69.8	70.8	71.6	72.5	73.3	74.1	74.9	75.7	76.5	77.3	78.0	78.7
	68.4	69.4	70.3	71.3	72.2	73.0	73.9	74.7	75.6	76.3	77.1	77.7
2歳	79.4	80.1	80.7	81.3	81.9	82.5	83.1	83.7	84.2	84.8	85.3	85.9
	78.4	79.1	79.7	80.3	80.9	81.5	82.1	82.6	83.2	83.8	84.3	84.9
3歳	86.4	87.0	87.5	88.0	88.5	89.0	89.5	90.0	90.5	91.0	91.5	92.0
	85.5	86.0	86.6	87.1	87.7	88.2	88.8	89.3	89.8	90.3	90.9	91.4
4歳	92.5	92.9	93.4	93.9	94.3	94.8	95.3	95.8	96.2	96.7	97.1	97.6
	91.9	92.4	92.9	93.4	93.9	94.3	94.8	95.3	95.8	96.3	96.8	97.2
5歳	98.1	98.5	99.0	99.5	99.9	100.4	100.9	101.4	101.8	102.3	102.8	103.3
	97.7	98.2	98.7	99.2	99.7	100.1	100.6	101.1	101.6	102.0	102.5	103.0
6歳	103.8	104.3	104.8	105.3	105.8	106.3	106.8	107.2	107.7	108.1	108.6	109.0
	103.4	103.9	104.4	104.8	105.2	105.6	106.1	106.5	107.0	107.4	107.9	108.3
7歳	109.5	110.0	110.4	110.9	111.3	111.8	112.2	112.6	113.1	113.5	113.9	114.3
	108.8	109.2	109.6	110.1	110.5	111.0	111.4	111.9	112.3	112.7	113.1	113.5
8歳	114.7	115.1	115.5	116.0	116.4	116.8	117.2	117.6	118.0	118.4	118.8	119.3
	113.9	114.3	114.7	115.1	115.5	116.0	116.4	116.8	117.2	117.6	118.0	118.4
9歳	119.7	120.1	120.5	120.9	121.3	121.7	122.1	122.5	122.9	123.3	123.7	124.1
	118.8	119.2	119.6	120.0	120.4	120.8	121.2	121.6	122.1	122.6	123.0	123.5
10歳	124.5	124.9	125.3	125.7	126.1	126.4	126.8	127.2	127.5	127.9	128.2	128.6
	123.9	124.4	124.9	125.3	125.8	126.3	126.7	127.3	127.9	128.5	129.1	129.7
11歳	128.9	129.3	129.6	130.0	130.3	130.7	131.0	131.5	132.0	132.5	132.9	133.4
	130.2	130.8	131.4	132.0	132.6	133.2	133.8	134.3	134.8	135.4	135.9	136.5
12歳	133.9	134.4	134.9	135.3	135.8	136.3	136.8	137.4	138.1	138.7	139.4	140.0
	137.0	137.5	138.1	138.6	139.2	139.7	140.2	140.6	140.9	141.3	141.6	141.9
13歳	140.7	141.4	142.0	142.7	143.3	144.0	144.6	145.3	145.9	146.6	147.3	147.9
	142.3	142.6	142.9	143.3	143.6	144.0	144.3	144.5	144.6	144.8	144.9	145.1
14歳	148.6	149.2	149.9	150.5	151.2	151.9	152.5	152.9	153.2	153.6	154.0	154.3
	145.3	145.4	145.6	145.7	145.9	146.0	146.2	146.3	146.3	146.4	146.4	146.5
15歳	154.7	155.0	155.4	155.7	156.1	156.5	156.8	157.0	157.1	157.2	157.4	157.5
	146.5	146.6	146.6	146.7	146.8	146.8	146.9	146.9	146.9	147.0	147.0	147.0
16歳	157.7	157.8	158.0	158.1	158.2	158.4	158.5	158.6	158.6	158.7	158.7	158.8
	147.1	147.1	147.1	147.1	147.2	147.2	147.2	147.3	147.3	147.3	147.4	147.4
17歳	158.8	158.9	158.9	159.0	159.0	159.1	159.1	159.1	159.1	159.1	159.1	159.1
	147.4	147.5	147.5	147.5	147.5	147.6	147.6	147.6	147.6	147.6	147.6	147.6

別表第三 成長ホルモン（GH）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因による）、ターナー症候群
 及びプラダー・ウィリ症候群用成長速度基準
 （標準値の-1.5SD値 上段は男子、下段は女子） （単位：cm）

年齢	各年齢に達してからの月数											
	0月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1歳	11.6	11.1	10.5	9.9	9.6	9.3	8.9	8.7	8.5	8.3	8.1	7.8
	11.3	10.8	10.4	9.9	9.6	9.2	8.8	8.6	8.3	8.1	7.9	7.7
2歳	7.6	7.5	7.4	7.3	7.2	7.1	7.0	6.9	6.7	6.6	6.5	6.5
	7.5	7.5	7.3	7.2	7.1	6.9	6.8	6.7	6.7	6.6	6.5	6.4
3歳	6.4	6.3	6.3	6.2	6.1	6.1	6.0	6.0	5.9	5.9	5.9	5.8
	6.3	6.2	6.2	6.1	6.1	6.0	6.0	6.0	5.9	5.9	5.9	5.8
4歳	5.8	5.7	5.7	5.5	5.5	5.4	5.4	5.4	5.3	5.3	5.2	5.2
	5.8	5.8	5.7	5.7	5.7	5.6	5.6	5.6	5.5	5.5	5.5	5.4
5歳	5.1	5.1	5.0	5.0	5.0	4.9	4.9	4.9	4.7	4.7	4.7	4.6
	5.4	5.4	5.3	5.3	5.3	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.1	5.2
6歳	4.6	4.6	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.6	4.6	4.6	4.6
	5.1	5.1	5.1	5.1	5.0	5.0	4.9	4.9	4.7	4.7	4.7	4.6
7歳	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.5	4.5	4.5	4.4	4.4	4.4	4.4
	4.6	4.6	4.5	4.5	4.5	4.4	4.4	4.4	4.3	4.3	4.3	4.3
8歳	4.4	4.4	4.3	4.4	4.4	4.3	4.3	4.3	4.2	4.2	4.2	4.1
	4.3	4.3	4.2	4.2	4.2	4.2	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.2
9歳	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.9
	4.2	4.2	4.2	4.2	4.3	4.3	4.4	4.5	4.6	4.7	4.8	5.0
10歳	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.1
	5.2	5.2	5.4	5.5	5.7	5.8	6.0	6.1	6.2	6.4	6.4	6.6
11歳	4.1	4.1	4.1	4.2	4.3	4.4	4.5	4.7	4.8	5.0	5.1	5.3
	6.7	6.7	6.6	6.5	6.4	6.2	6.1	5.9	5.6	5.5	5.2	4.8
12歳	5.5	5.7	5.9	6.1	6.3	6.6	6.9	7.1	7.2	7.4	7.5	7.7
	4.5	4.2	4.0	3.6	3.3	3.1	2.9	2.7	2.4	2.2	2.0	1.9
13歳	7.7	7.5	7.4	7.2	7.1	7.0	6.9	6.6	6.4	6.1	5.7	5.3
	1.7	1.6	1.5	1.3	1.2	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6
14歳	5.0	4.7	4.4	4.1	3.8	3.6	3.3	3.2	3.0	2.8	2.6	2.5
	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.2	0.3	0.2
15歳	2.3	2.1	2.0	1.8	1.6	1.5	1.4	1.3	1.1	1.0	1.0	0.9
	0.2	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
16歳	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2	0.1	0.1
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
17歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

別表第四 軟骨無形成症及び軟骨低形成用身長基準

(標準身長の一3.0SD値 上段男子、下段女子)

(単位: cm)

年齢	各年齢に達してからの月数											
	0月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
0歳	42.5	47.0	51.2	54.6	57.3	59.2	60.8	62.0	63.2	64.3	65.3	66.3
	42.2	46.3	50.2	53.4	56.0	57.8	59.4	60.6	61.8	62.8	63.9	64.9
1歳	67.2	68.1	69.0	69.8	70.6	71.4	72.1	72.9	73.7	74.4	75.1	75.7
	65.9	66.8	67.7	68.7	69.5	70.3	71.2	72.0	72.8	73.5	74.2	74.8
2歳	76.4	77.0	77.6	78.2	78.8	79.3	79.9	80.4	80.9	81.4	82.0	82.5
	75.5	76.1	76.7	77.3	77.8	78.4	78.9	79.4	80.0	80.5	81.1	81.6
3歳	83.0	83.5	84.0	84.5	84.9	85.4	85.9	86.3	86.8	87.3	87.7	88.1
	82.1	82.6	83.2	83.7	84.2	84.7	85.2	85.7	86.2	86.7	87.1	87.6
4歳	88.6	89.0	89.4	89.9	90.3	90.7	91.2	91.6	92.0	92.5	92.9	93.3
	88.1	88.5	89.0	89.5	89.9	90.4	90.8	91.3	91.7	92.1	92.6	93.1
5歳	93.7	94.2	94.6	95.0	95.5	95.9	96.3	96.8	97.2	97.7	98.1	98.6
	93.5	94.0	94.4	94.9	95.3	95.7	96.2	96.6	97.1	97.5	97.9	98.4
6歳	99.0	99.5	99.9	100.4	100.9	101.3	101.8	102.3	102.7	103.1	103.6	104.0
	98.8	99.2	99.6	100.1	100.5	100.8	101.2	101.6	102.0	102.5	102.9	103.3
7歳	104.5	104.9	105.3	105.8	106.2	106.6	107.1	107.5	107.9	108.2	108.6	109.0
	103.8	104.2	104.6	105.0	105.5	105.9	106.3	106.7	107.1	107.4	107.8	108.2
8歳	109.4	109.8	110.2	110.6	111.0	111.4	111.8	112.1	112.5	112.9	113.3	113.7
	108.6	108.9	109.3	109.7	110.0	110.4	110.8	111.1	111.5	111.8	112.2	112.5
9歳	114.1	114.5	114.8	115.2	115.6	116.0	116.4	116.7	117.1	117.5	117.8	118.2
	112.9	113.2	113.6	113.9	114.3	114.6	115.0	115.4	115.8	116.2	116.6	117.0
10歳	118.5	118.9	119.3	119.6	120.0	120.3	120.7	121.0	121.2	121.5	121.8	122.0
	117.5	117.9	118.3	118.7	119.1	119.5	119.9	120.5	121.1	121.7	122.3	122.9
11歳	122.3	122.6	122.8	123.1	123.4	123.6	123.9	124.3	124.7	125.1	125.5	125.9
	123.5	124.1	124.7	125.3	125.9	126.5	127.1	127.7	128.3	128.9	129.5	130.1
12歳	126.3	126.7	127.1	127.5	127.9	128.3	128.7	129.4	130.1	130.8	131.5	132.1
	130.7	131.3	131.9	132.5	133.1	133.7	134.3	134.7	135.1	135.5	135.8	136.2
13歳	132.8	133.5	134.2	134.9	135.6	136.2	136.9	137.7	138.4	139.2	140.0	140.7
	136.6	137.0	137.4	137.8	138.1	138.5	138.9	139.1	139.2	139.4	139.6	139.7
14歳	141.5	142.2	143.0	143.8	144.5	145.3	146.0	146.4	146.8	147.3	147.7	148.1
	139.9	140.1	140.2	140.4	140.6	140.7	140.9	141.0	141.0	141.1	141.1	141.2
15歳	148.5	148.9	149.3	149.7	150.1	150.5	150.9	151.1	151.2	151.4	151.5	151.7
	141.3	141.3	141.4	141.5	141.5	141.6	141.6	141.7	141.7	141.7	141.8	141.8
16歳	151.8	152.0	152.1	152.3	152.4	152.6	152.7	152.8	152.8	152.9	152.9	153.0
	141.8	141.9	141.9	141.9	141.9	142.0	142.0	142.0	142.1	142.1	142.1	142.2
17歳	153.0	153.1	153.1	153.2	153.2	153.3	153.3	153.3	153.3	153.3	153.3	153.3
	142.2	142.2	142.2	142.3	142.3	142.3	142.4	142.4	142.4	142.4	142.4	142.4

6 膠原病

大分類		研究班案		状態の程度		
		細分類				
1 膠原病疾患		1	若年性特発性関節炎	治療で、非ステロイド系抗炎症薬、ステロイド薬、免疫調整薬、免疫抑制薬、抗凝固療法、γグロブリン製剤、強心利尿薬、理学作業療法、生物学的製剤、血漿交換療法のうち一つ以上を用いている場合		
		2	全身性エリテマトーデス	(同上)		
		3	皮膚筋炎・多発性筋炎	(同上)		
		4	シェーグレン (Sjögren) 症候群	(同上)		
		5	抗リン脂質抗体症候群	(同上)		
		6	ベーチェット (Behcet) 病	(同上)		
		2 血管炎症候群		7	大動脈炎症候群 (高安動脈炎)	(同上)
				8	多発血管炎性肉芽腫症 (ウェジナー-肉芽腫症)	(同上)
				9	結節性多発血管炎	(同上)
				10	顕微鏡的多発血管炎	(同上)
				11	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	(同上)
				12	再発性多発軟骨炎	(同上)
		3	再発性多発軟骨炎	(同上)		
		4 皮膚・結合組織疾患		13	強皮症	(同上)
				14	混合性結合組織病	(同上)
		5 自己炎症性疾患		15	家族性地中海熱	(同上)
				16	クリオピリン関連周期性熱症候群	(同上)
				17	TNF受容体関連周期性熱症候群	(同上)
				18	ブラウ (Blau) 症候群 / 若年発症サルコイドーシス	(同上)
				19	中條・西村症候群	(同上)
				20	高IgD症候群 (ヌバロン燐キナーゼ欠損症)	(同上)
				21	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	(同上)
				22	慢性再発性多発性骨髄炎	(同上)
				23	インターロイキン1受容体拮抗分子欠損症	(同上)
24	15から23に掲げるもののほかの、自己炎症性疾患			(同上)		
25	ステイヴンス・ジョンソン (Stevens-Johnson) 症候群			(同上)		
6	ステイヴンス・ジョンソン症候群	(同上)				

7 糖尿病

大分類		研究班案		状態の程度
		細分類		
1 糖尿病		1	1型糖尿病	治療で、インスリン、その他の糖尿病治療薬、IGF-1のうち一つ以上を用いている場合
		2	2型糖尿病	(同上)
		3	若年発症成人型糖尿病 (MODY)	(同上)
		4	新生児糖尿病	(同上)
		5	インスリン受容体異常症	(同上)
		6	脂肪萎縮性糖尿病	(同上)
		7	1から6に掲げるもののほかの、糖尿病	(同上)

8 先天性代謝異常

大分類	研究班案		状態の程度
	細分類		
1 アミノ酸代謝異常症	1	フェニルケトン尿症 (高フェニルアラニン血症)	疾病名に該当すれば対象となる
	2	高チロシン血症1型	(同上)
	3	高チロシン血症2型	(同上)
	4	高チロシン血症3型	(同上)
	5	高プロリン血症	(同上)
	6	プロリダーゼ欠損症	(同上)
	7	メーブルシロップ尿症	(同上)
	8	ホモシスチン尿症	(同上)
	9	高メチオニン血症	(同上)
	10	非ケトーシス型高グリシン血症	(同上)
	11	N-アセチルグルタミン酸合成酵素欠損症	(同上)
	12	カルバミドリン酸合成酵素欠損症	(同上)
	13	オルニチントランスカルバミラーゼ欠損症	(同上)
	14	アルギニノコハク酸合成酵素欠損症 (シトルリン血症)	(同上)
	15	アルギニノコハク酸尿症	(同上)
	16	高アルギニン血症	(同上)
	17	シトルン欠損症	(同上)
	18	高オルニチン血症	(同上)
	19	ハートナップ (Hartnup) 病	(同上)
	20	リジン尿性蛋白不耐症	(同上)
	21	シスチン尿症	(同上)
	22	1から21に掲げるもののほかの、アミノ酸代謝異常症	(同上)
2 有機酸代謝異常症	23	メチルロン酸血症	(同上)
	24	プロピオン酸血症	(同上)
	25	β-ケトチオラーゼ欠損症	(同上)
	26	イソ吉草酸血症	(同上)
	27	3-メチルクロトニルCoAカルボキシラーゼ欠損症	(同上)
	28	メチルグルタコン酸尿症	(同上)
	29	3-ヒドロキシ-3-メチルグルタル酸血症	(同上)
	30	3-ヒドロキシ-3-メチルグルタルCoA合成酵素欠損症	(同上)
	31	スクシニル-CoA 3-ケト酸CoAトランスフェラーゼ (SCOT) 欠損症	(同上)
	32	複合カルボキシラーゼ欠損症	(同上)
	33	グルタル酸血症1型	(同上)
	34	グルタル酸血症2型	(同上)
	35	原発性高シュウ酸尿症	(同上)
	36	アルカプトン尿症	(同上)
	37	グリセロール尿症	(同上)
	38	先天性胆汁酸代謝異常症	(同上)
	39	23から38に掲げるもののほかの、有機酸代謝異常症	(同上)

大分類	研究班案		状態の程度	
	細分類			
3 脂肪酸代謝異常症	40	全身性カルニチン欠損症	(同上)	
	41	カルニチンパルミトイルトランスフェラーゼI欠損症	(同上)	
	42	カルニチンパルミトイルトランスフェラーゼII欠損症	(同上)	
	43	カルニチンアシルカルニチントランスロカーゼ欠損症	(同上)	
	44	極長鎖アシルCoA脱水素酵素欠損症	(同上)	
	45	中鎖アシルCoA脱水素酵素欠損症	(同上)	
	46	短鎖アシルCoA脱水素酵素欠損症	(同上)	
	47	三頭酵素欠損症	(同上)	
	48	3-ヒドロキシアシルCoA脱水素酵素欠損症	(同上)	
	49	40から48に掲げるもののほかの、脂肪酸代謝異常症	(同上)	
	4 ミトコンドリア病	50	ピルビン酸脱水素酵素複合体欠損症	(同上)
		51	ピルビン酸カルボキシラーゼ欠損症	(同上)
		52	アマラーゼ欠損症	(同上)
		53	スクシニル-CoAリガーゼ欠損症	(同上)
54		ミトコンドリア呼吸鎖複合体欠損症	(同上)	
55		ミトコンドリアDNA枯渇症候群	(同上)	
56		ミトコンドリアDNA突然変異 (Leigh症候群、MELAS、MERRFを含む)	(同上)	
57		ミトコンドリアDNA欠失 (Kearns-Sayre症候群を含む)	(同上)	
58	50から57に掲げるもののほかの、ミトコンドリア病	(同上)		
5 糖質代謝異常症	59	遺伝性フルクトース不耐症	(同上)	
	60	ガラクトース-1-リン酸グリシルトランスフェラーゼ欠損症	(同上)	
	61	ガラクトキナーゼ欠損症	(同上)	
	62	グリシリン酸ガラクトース-4-エピマーゼ欠損症	(同上)	
	63	フルクトース-1, 6-ビスホスファターゼ欠損症	(同上)	
	64	ホスホエノールピルビン酸カルボキシキナーゼ欠損症	(同上)	
	65	グリコーゲン合成酵素欠損症 (糖原病0型)	(同上)	
	66	糖原病I型	(同上)	
	67	糖原病III型	(同上)	
	68	糖原病IV型	(同上)	
	69	糖原病V型	(同上)	
	70	糖原病VI型	(同上)	
	71	糖原病VII型	(同上)	
	72	糖原病IX型	(同上)	
73	グルコーストランスポーター1 (GLUT1) 欠損症	(同上)		
74	59から73に掲げるもののほかの、糖質代謝異常症	(同上)		
6 ライソソーム病	75	ムコ多糖症I型	(同上)	
	76	ムコ多糖症II型	(同上)	
	77	ムコ多糖症III型	(同上)	
	78	ムコ多糖症IV型	(同上)	
	79	ムコ多糖症VI型	(同上)	

研究班案		状態の程度
大分類	細分類	
	80 ムコ多糖症VII型	(同上)
	81 フコシドーシス	(同上)
	82 マンシドーシス	(同上)
	83 アスバルチルグルコサミン尿症	(同上)
	84 シアリドーシス	(同上)
	85 ガラクトシアリドーシス	(同上)
	86 GM1-ガングリオシドーシス	(同上)
	87 GM2-ガングリオシドーシス	(同上)
	88 異染性白質ジストロフィー	(同上)
	89 ニーマン・ピック (Niemann-Pick) 病	(同上)
	90 ゴーシェ (Gaucher) 病	(同上)
	91 ファブリー (Fabry) 病	(同上)
	92 クラブ (Krabbe) 病	(同上)
	93 ファーバー (Farber) 病	(同上)
	94 マルチプルスルファターゼ欠損症	(同上)
	95 ムコリドーシスII型 (I-cell病)	(同上)
	96 ムコリドーシスIII型	(同上)
	97 ポンペ (Pompe) 病	(同上)
	98 酸性リパーゼ欠損症	(同上)
	99 シスチン症	(同上)
	100 遊離シアル酸蓄積症	(同上)
	101 神経セロイドリポフスチン症	(同上)
	102 75から101に掲げるもののほかの、ライソゾーム病	(同上)
7	ペルオキシソーム病	
	103 ペルオキシソーム形成異常症	(同上)
	104 副腎白質ジストロフィー	(同上)
	105 レフサム (Refsum) 病	(同上)
	106 103から105に掲げるもののほかの、ペルオキシソーム病	(同上)
8	金属代謝異常症	
	107 ウィルソン (Wilson) 病	(同上)
	108 メンケス (Menkes) 病	(同上)
	109 オクシピタル・ホーン症候群	(同上)
	110 無セルロプラスミン血症	(同上)
	111 亜硫酸酸化酵素欠損症	(同上)
	112 先天性膿性肢端皮膚炎	(同上)
	113 107から112に掲げるもののほかの、金属代謝異常症	(同上)
9	プリンピリミジン代謝異常症	
	114 ヒポキサンチンデアニンホスホリボシルトランスフェラーゼ欠損症 (レスシュ・ナイハン Lesch-Nyhan症候群)	(同上)
	115 アデニンホスホリボシルトランスフェラーゼ欠損症	(同上)
	116 キサンチン尿症	(同上)
	117 尿酸トランスポーター異常症	(同上)
	118 オト酸尿症	(同上)
	119 114から118に掲げるもののほかの、プリンピリミジン代謝異常症	(同上)

研究班案		状態の程度
大分類	細分類	
10	ビタミン代謝異常症	
	120 先天性葉酸吸収不全症	(同上)
	121 120に掲げるもののほかの、ビタミン代謝異常症	(同上)
11	神経伝達物質異常症	
	122 ビオチン代謝異常症	(同上)
	123 チロシン水酸化酵素欠損症	(同上)
	124 芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	(同上)
	125 トーバミンβ-水酸化酵素欠損症	(同上)
	126 GABAアミノ基転移酵素欠損症	(同上)
	127 コハク酸セミアルデヒド脱水素酵素欠損症	(同上)
	128 122から127に掲げるもののほかの、神経伝達物質異常症	(同上)
12	脂質代謝異常症	
	129 原発性高カイロミクロン血症	(同上)
	130 家族性高コレステロール血症	(同上)
	131 家族性複合型高脂質血症	(同上)
	132 無β-リポタンパク血症	(同上)
	133 高比重リポ蛋白(HDL)欠乏症	(同上)
	134 129から133に掲げるもののほかの、脂質代謝異常症	(同上)
13	結合組織異常症	
	135 エーラス・ダロス (Ehlers-Danlos) 症候群	(同上)
	136 低ホスファターゼ症	(同上)
	137 大理石骨病	(同上)
	138 リポイドタンパク症	(同上)
	139 135から138に掲げるもののほかの、結合組織異常症	(同上)
14	先天性ポリフィリン症	140 先天性ポリフィリン症 (同上)
15	α1-アンチトリプシン欠損症	141 α1-アンチトリプシン欠損症 (同上)

9 血液疾患群

研究班案		状態の程度
大分類	細分類	
1 巨赤芽球性貧血	1 巨赤芽球性貧血	治療で補充療法を行っている場合
2 赤芽球病	2 後天性赤芽球病	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合
	3 先天性赤芽球病 (ダイヤモンド・ブラックファン (Diamond-Blackfan) 貧血)	(同上)
3 先天性赤血球形成異常性貧血	4 先天性赤血球形成異常性貧血	治療で、補充療法もしくは除鉄剤の投与を行っている場合、又は造血幹細胞移植を実施する場合
4 鉄芽球性貧血	5 鉄芽球性貧血	(同上)
5 無トランスフェリン血症	6 無トランスフェリン血症	疾病名に該当する場合
6 自己免疫性溶血性貧血	7 寒冷凝集素症	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合
	8 発作性寒冷ヘモグロビン尿症	(同上)
	9 7及び8に掲げるもののほかの、自己免疫性溶血性貧血 (AIHA含む)	(同上)
7 発作性夜間ヘモグロビン尿症	10 発作性夜間ヘモグロビン尿症	(同上)
8 遺伝性溶血性貧血	11 遺伝性球形赤血球症	検査で、血中ヘモグロビン値10g/dL以下、又は赤血球数350万/ μ L以下の状態が持続する場合
	12 口唇赤血球症	治療で補充療法を行っている場合
	13 鎌状赤血球症	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合
	14 不安定ヘモグロビン症	治療で、継続的に補充療法もしくは除鉄剤の投与を行っている場合、又は造血幹細胞移植を実施する場合
	15 サラセミア	(同上)
	16 グルコース-6-リン酸脱水素酵素欠乏症	検査で、血中ヘモグロビン値10g/dL以下、又は赤血球数350万/ μ L以下の状態が持続する場合
	17 ビルビン酸キナーゼ欠乏性貧血	(同上)
	18 11から17に掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血	治療で補充療法を行っている場合
9 溶血性貧血 (脾機能亢進症による)	19 溶血性貧血 (脾機能亢進症による)	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合
10 微小血管障害性溶血性貧血	20 微小血管障害性溶血性貧血	血栓症の既往がある場合、又は治療で抗凝固療法を行っている場合
11 真性多血症	21 真性多血症	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合
12 家族性赤血球増加症	22 家族性赤血球増加症	血栓症の既往がある場合、又は治療で抗凝固療法を行っている場合

研究班案		状態の程度	
大分類	細分類		
13 血小板減少性紫斑病	23 免疫性血小板減少性紫斑病	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合	
	24 23に掲げるもののほかの、血小板減少性紫斑病	(同上)	
14 血栓性血小板減少性紫斑病	25 血栓性血小板減少性紫斑病	(同上)	
15 血小板減少症 (脾機能亢進症による)	26 血小板減少症 (脾機能亢進症による)	(同上)	
16 先天性骨髓不全症候群	27 先天性無巨核球性血小板減少症	(同上)	
	28 ファンconi (Fanconi) 貧血	(同上)	
17 周期性血小板減少症	29 周期性血小板減少症	(同上)	
18 メイ・ヘグリン異常症	30 メイ・ヘグリン (May-Hegglin) 異常症	(同上)	
19 カザバツハ・メリット症候群	31 カザバツハ・メリット (Kasabach-Merritt) 症候群	(同上)	
20 本態性血小板血症	32 本態性血小板血症	血栓症の既往がある場合、又は治療で抗凝固療法を行っている場合	
21 血小板機能異常症	33 ベルナル・スーリエ (Bernard-Soulier) 症候群	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合	
	34 血小板無力症	(同上)	
	35 血小板放出機構異常症	(同上)	
	36 33から35に掲げるもののほかの、血小板機能異常症	(同上)	
	22 先天性血液凝固因子異常	37 先天性フィブリンゲン欠乏症	疾病名に該当すれば対象となる
		38 先天性プロトロンビン欠乏症	(同上)
		39 第V因子欠乏症	(同上)
40 第VII因子欠乏症		(同上)	
41 血友病A		(同上)	
42 血友病B		(同上)	
43 第X因子欠乏症		(同上)	
44 第XI因子欠乏症		(同上)	
45 第XII因子欠乏症		(同上)	
46 第XIII因子欠乏症		(同上)	
47 フォンウィルブランド (von Willebrand) 病	(同上)		
48 37から47に掲げるもののほかの、先天性血液凝固因子異常	(同上)		
23 先天性アンチトロンビン欠乏症	49 先天性アンチトロンビン欠乏症	(同上)	
24 先天性プロテインC欠乏症	50 先天性プロテインC欠乏症	(同上)	
25 先天性プロテインS欠乏症	51 先天性プロテインS欠乏症	(同上)	
26 遺伝性出血性末梢血管拡張症	52 遺伝性出血性末梢血管拡張症	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合	
27 骨髄線維症	53 骨髄線維症	(同上)	
28 再生不良性貧血	54 再生不良性貧血	(同上)	

10 免疫疾患群

研究班案		状態の程度
大分類	細分類	
1 複合免疫不全症	1 X連鎖重症複合免疫不全症	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合
	2 細網異形成症	(同上)
	3 アデノンデアミナーゼ (ADA) 欠損症	(同上)
	4 オームン (Omenn) 症候群	(同上)
	5 プリンスクレオシドホスホリラーゼ欠損症	(同上)
	6 CD8欠損症	(同上)
	7 ZAP-70欠損症	(同上)
	8 MHCクラスII欠損症	(同上)
	9 MHCクラスII欠損症	(同上)
	10 1から9に掲げるもののほかの、複合免疫不全症	(同上)
2 免疫不全を伴う特徴的な症候群	11 ウィスコット・オルドリッチ (Wiskott-Aldrich) 症候群	(同上)
	12 毛細血管拡張性運動失調症	(同上)
	13 ナイミーヘン (Nijmegen) 染色体不安定症候群	(同上)
	14 ブルーム (Bloom) 症候群	(同上)
	15 ICF症候群	(同上)
	16 PMS2異常症	(同上)
	17 RIDDLE症候群	(同上)
	18 シムケ (Schimke) 症候群	(同上)
	19 胸腺低形成 (ディ・ジョージ (DiGeorge) 症候群, 22q11.2欠失症候群)	(同上)
	20 高IgE症候群	(同上)
3 液性免疫不全を主とする疾患	21 肝中心静脈閉塞症を伴う免疫不全症	(同上)
	22 先天性角化異常症	(同上)
	23 X連鎖無ガンマグロブリン血症	(同上)
	24 分類不能型免疫不全症	(同上)
	25 高IgM症候群	(同上)
	26 IgGサブクラス欠損症	感染症の予防や治療で、補充療法、抗菌薬・抗ウイルス薬・抗真菌薬等の投与が必要になる場合、又は入院加療を要する感染症にかかった場合
	27 選択的IgA欠損	(同上)
	28 特異抗体産生不全症	(同上)
	29 乳児一過性低ガンマグロブリン血症	(同上)
	30 23から29に掲げるもののほかの、液性免疫不全を主とする疾患	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合
4 免疫調節障害	31 チェディアック・東 (Chédiak-Higashi) 症候群	(同上)
	32 X連鎖リンパ増殖症候群	(同上)
	33 自己免疫性リンパ増殖症候群 (ALPS)	(同上)
	34 31から33に掲げるもののほかの、免疫調節障害	(同上)

研究班案		状態の程度
大分類	細分類	
5 原発性食細胞機能不全症および欠損症	35 重症先天性好中球減少症	治療で、G-CSF療法もしくは造血幹細胞移植を実施する場合又は検査で好中球数1500/μL以下の状態である場合
	36 周期性好中球減少症	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合
	37 35及び36に掲げるもののほかの、慢性的経過をたどる好中球減少症	治療で、G-CSF療法もしくは造血幹細胞移植を実施する場合、又は検査で好中球数1500/μL以下の状態である場合
	38 白血球接着不全症	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合
	39 シュワハマン・ダイヤモンド (Shwachman-Diamond) 症候群	(同上)
	40 慢性肉芽腫症	(同上)
	41 ミエロペロキシダーゼ欠損症	感染の予防や治療で、補充療法、抗菌薬・抗ウイルス薬・抗真菌薬等の投与が必要になる場合、又は入院加療を要する感染症にかかった場合は対象となる
	42 メンデル遺伝型マイコプラズマ易感染症	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合
	43 38から42に掲げるもののほかの、白血球機能異常	(同上)
	6 自然免疫異常	44 免疫不全を伴う無汗性外胚葉形成異常症
45 IRAK4欠損症		(同上)
46 MyD88欠損症		(同上)
47 慢性皮膚粘膜カンジダ症		(同上)
48 44から47に掲げるもののほかの、自然免疫異常		(同上)
49 先天性補体欠損症		(同上)
7 先天性補体欠損症	50 遺伝性血管性浮腫 (C1インヒビター欠損症)	治療で、補充療法が必要となる場合は対象となる
	51 49及び50に掲げるもののほかの、先天性補体欠損症	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合
8 好酸球増加症	52 好酸球増加症	(同上)
9 慢性活動性EBウイルス感染症	53 慢性活動性EBウイルス感染症	(同上)
10 後天性免疫不全症	54 後天性免疫不全症候群 (HIV感染による)	疾病名に該当すれば対象となる
	55 後天的な免疫系障害による免疫不全症	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合
11 慢性移植片対宿主病	56 慢性移植片対宿主病	(同上)

11 神経・筋疾患群

研究班案		状態の程度
大分類	細分類	
1 脊髄髄膜瘤	1 髄膜脳瘤	症状として、けいれん発作、自閉傾向、意識障害、行動障害（自傷行為、多動）、知的障害、運動障害、排尿排便障害、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するもの）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚の低下、骨折または脱臼のうちいずれか一つ以上続く場合
	2 脊髄髄膜瘤	(同上)
2 仙尾部奇形腫	3 仙尾部奇形腫	(同上)
3 脳形成障害症	4 滑脳症	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為、多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するもの）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折または脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
	5 裂脳症	(同上)
	6 全前脳症	(同上)
	7 中隔視神経形成異常症（ド・モルシア De Morsier 症候群）	(同上)
	8 ダンディー・ウォーカー（Dandy-Walker）症候群	(同上)
	9 先天性水頭症	(同上)
4 シュベール症候群関連疾患	10 シュベール（Joubert）症候群関連疾患	(同上)
5 レット症候群	11 レット（Rett）症候群	(同上)
6 神経皮膚症候群	12 結節性硬化症	(同上)
	13 神経皮膚黒色症	(同上)
	14 ゴーリン（Gorlin）症候群（基底細胞母斑症候群）	(同上)
	15 フォン・ヒッペル・リンドウ（von Hippel Lindau）病	(同上)
7 早老症	16 ウェルナー（Werner）症候群	治療で、補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合 運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為、多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するもの）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折または脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
	17 コケイン（Cockayne）症候群	(同上)
8 遺伝子異常による白質脳症	18 カナバン（Canavan）病	(同上)
	19 アレキサンダー（Alexander）病	(同上)
	20 ペリツェウス・メルツツハヘル（Pelizaeus-Merzbacher）病	(同上)
	21 皮質下囊胞をもつ大頭型白質脳症	(同上)
	22 白質消失病	(同上)
9 頭蓋骨縫合早期癒合症	23 非症候性頭蓋骨縫合早期癒合症	(同上)
	24 アペール（Apert）症候群	(同上)
	25 クルーゾン（Crouzon）病	(同上)
	26 23から25に掲げるもののほかの、重度の頭蓋骨早期癒合症	(同上)
10 先天性ニューロパシー	27 先天性無痛無汗症	(同上)

研究班案		状態の程度
大分類	細分類	
11 筋ジストロフィー	28 遺伝性運動感覚ニューロパシー	(同上)
	29 デュシェンヌ（Duchenne）型筋ジストロフィー	治療で、強心薬、利尿薬、呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするもの）、酸素療法、中心静脈栄養、経管栄養の一つ以上を継続的に行っている場合
	30 エメリー・ドレイフス（Emery-Dreifuss）型筋ジストロフィー	(同上)
	31 肢帯型筋ジストロフィー	(同上)
	32 顔面肩甲上腕型筋ジストロフィー	(同上)
	33 福山型先天性筋ジストロフィー	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為、多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するもの）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折または脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
12 先天性ミオパシー	34 ヌロシン欠損型先天性筋ジストロフィー	(同上)
	35 ウルリヒ（Ulrich）型先天性筋ジストロフィー	(同上)
	36 ミオチューブラーミオパシー	治療で、強心薬、利尿薬、呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするもの）、酸素療法、中心静脈栄養、経管栄養の一つ以上を継続的に行っている場合
	37 先天性筋線維型不均等症	(同上)
	38 ネマリノミオパシー	(同上)
	39 セントラルコア病	(同上)
	40 マルチコア病	(同上)
41 ミニコア病	(同上)	
42 36から41に掲げるもののほかの、先天性ミオパシー	(同上)	
13 シュワルツ・ヤンベル症候群	43 シュワルツ・ヤンベル（Schwartz-Jampel）症候群	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為、多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するもの）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折または脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
14 難治てんかん脳症	44 乳児重症ミオクロニーてんかん	(同上)
	45 点頭てんかん（West）症候群	(同上)
	46 レックス・ガストー（Lennox-Gastaut）症候群	(同上)
15 進行性ミオクロニーてんかん	47 ウンフェルリヒト・リントホルク（Unverricht-Lundborg）病	(同上)
	48 ラフォラ（Lafora）病	(同上)
16 脊髄小脳変性症	49 脊髄小脳変性症	(同上)
17 小児交互性片麻痺	50 小児交互性片麻痺	(同上)
18 変形性筋ジストニー	51 変形性筋ジストニー	(同上)
19 脳の鉄沈着を伴う神経変性疾患	52 パントテン酸キナーゼ関連神経変性症	(同上)
	53 乳児神経軸索ジストロフィー	(同上)
20 乳児両側線条体壊死	54 乳児両側線条体壊死	(同上)
21 先天性感染症	55 先天性ヘルペスウイルス感染症	(同上)
	56 先天性風疹症候群	(同上)

研究班案		状態の程度
大分類	細分類	
	57 エカルディ・グティエール (Aicardi-Goutieres) 症候群	(同上)
22 亜急性硬化性全脳炎	58 亜急性硬化性全脳炎	(同上)
23 ラスマッセン脳炎	59 ラスマッセン (Rasmussen) 脳炎	(同上)
	60 難治頻回部分発作重積型急性脳炎	(同上)
24 多発性硬化症	61 多発性硬化症	(同上)
25 慢性炎症性脱髄性多発神経炎	62 慢性炎症性脱髄性多発神経炎	(同上)
26 重症筋無力症	63 重症筋無力症	(同上)
27 脊髄性筋萎縮症	64 脊髄性筋萎縮症	治療で、強心薬、利尿薬、呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするもの）、酸素療法、中心静脈栄養、経管栄養の一つ以上を継続的に行っている場合
28 もやもや病	65 もやもや病	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為、多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するもの）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折または脱臼のうち一つ以上の症状が

12 慢性消化器疾患群

研究班案		状態の程度
大分類	細分類	
1 先天性吸収不全症	1 乳糖不耐症	発症時期が乳児期の場合
	2 ショ糖-IV麦芽糖分解酵素欠損症	疾病による症状がある場合、または治療を要する場合
	3 先天性グルコース・ガラクトース吸収不良症	(同上)
	4 エンテロキナーゼ欠損症	(同上)
	5 アミラーゼ欠損症	(同上)
	6 リパーゼ欠損症	(同上)
2 微絨毛封入体病	7 微絨毛封入体病	疾病による症状がある場合、治療を要する場合、または小腸移植を行った場合
3 腸リンパ管拡張症	8 腸リンパ管拡張症	(同上)
4 家族性腺腫性ポリポージス	9 家族性腺腫性ポリポージス	疾病名に該当すれば対象となる
5 周期性嘔吐症候群	10 周期性嘔吐症候群	次のいずれかに該当し、かつ薬物療法を要する場合 ア 特徴的嘔吐発作を過去に5回以上起こした場合 イ 特徴的嘔吐発作を6か月間に3回以上起こした場合
		疾病による症状がある場合、または治療を要する場合
6 炎症性腸疾患	11 潰瘍性大腸炎	(同上)
	12 クローン (Crohn) 病	(同上)
	13 早期発症型炎症性腸疾患	(同上)
7 自己免疫性腸症(IPEX症候群を含む)	14 自己免疫性腸症(IPEX症候群を含む)	(同上)
8 急性肝不全(昏睡型)	15 急性肝不全(昏睡型)	血液浄化療法、免疫抑制療法、または肝移植を行った場合
9 新生児ヘモクロマトーシス	16 新生児ヘモクロマトーシス	疾病による症状がある場合、治療を要する場合、または肝移植を行った場合
10 自己免疫性肝炎	17 自己免疫性肝炎	(同上)
11 原発性硬化性胆管炎	18 原発性硬化性胆管炎	(同上)
12 肝内胆汁うっ滞性疾患	19 胆道閉鎖症	疾病名に該当すれば対象となる
	20 アラジール (Alagille) 症候群	疾病による症状がある場合、治療を要する場合、または肝移植を行った場合
	21 肝内胆管減少症	(同上)
	22 進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	疾病による症状がある場合、治療を要する場合、または肝移植もしくは小腸移植を行った場合
	23 先天性多発肝内胆管拡張症(カロリ (Caroli)病)	疾病による症状がある場合、治療を要する場合、または肝移植を行った場合
24 先天性胆道拡張症	(同上)	
13 先天性肝線維症	25 先天性肝線維症	(同上)
14 肝硬変症	26 肝硬変症	(同上)
15 門脈圧亢進症	27 門脈圧亢進症 (バンチ (Banti)症候群を含む)	(同上)
16 先天性門脈欠損症	28 先天性門脈欠損症	(同上)
17 門脈・肝動脈瘻	29 門脈・肝動脈瘻	(同上)
18 クリグラー・ナジャー症候群	30 クリグラー・ナジャー (Crigler-Najjar) 症候群	(同上)
19 遺伝性肝炎	31 遺伝性肝炎	体重増加不良、成長障害、易疲労性、反復する腹痛発作、嚢性の脂肪便のうち一つ以上の症状が認められる場合
20 短腸症	32 短腸症	疾病による症状がある場合、治療を要する場合、または肝移植もしくは小腸移植を行った場合
21 ヒルシュスプリング病および類縁疾患	33 ヒルシュスプリング (Hirschsprung)病	(同上)
	34 慢性特発性嚢性腸閉塞症	(同上)
	35 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	(同上)

研究班案		状態の程度	
大分類	細分類		
22 肝巨大血管腫	36 腸管神経節細胞減少症	(同上)	
	37 肝巨大血管腫	疾病による症状がある場合、治療を要する場合、または肝移植を行った場合	
	23 総排泄腔遺残	38 総排泄腔遺残	疾病名に該当すれば対象となる
	24 総排泄腔外反症	39 総排泄腔外反症	(同上)

(先天異常症候群)

対象となる疾病の状態の程度

本文中「基準(ア)」「基準(イ)」「基準(ウ)」「基準(エ)」とは、それぞれ次に掲げる基準をいう。

基準(ア)	症状として、けいれん発作、意識障害、体温調節異常、骨折または脱臼のうちいずれか一つ以上続く場合
基準(イ)	現在の治療で、強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、抗血小板薬、抗凝固薬、末梢血管拡張薬、β遮断薬のいずれかが投与されている場合
基準(ウ)	治療で、人工呼吸(人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするもの)、酸素療法、胃管・胃瘻・中心静脈栄養等による栄養のうち一つ以上を行う場合
基準(エ)	腫瘍を合併し、組織と部位が明確に診断されている場合。ただし、治療から5年経過した場合は対象としないが、再発などが認められた場合は、再度対象とする。

13 先天異常症候群

研究班案		状態の程度
大分類	細分類	
1 先天異常症候群	1 コフィン・ローリー (Coffin-Lowry) 症候群	基準 (ア) を満たす場合
	2 ソトス (Sotos) 症候群	基準 (ア)、基準 (イ)、基準 (ウ) 又は基準 (エ) を満たす場合
	3 スミス・マギニス (Smith-Magenis) 症候群	基準 (ア)、基準 (イ) 又は基準 (ウ) を満たす場合
	4 ルビンシュタイン・テイビ (Rubinstein-Taybi) 症候群	(同上)
	5 歌舞伎症候群	(同上)
	6 ウィーバー (Weaver) 症候群	基準 (ア)、基準 (イ)、基準 (ウ) 又は基準 (エ) を満たす場合
	7 コルネリア・デラング (Cornelia de Lange) 症候群	基準 (ア)、基準 (イ) 又は基準 (ウ) を満たす場合
	8 ベックウィス・ヴィーデマン (Beckwith-Wiedemann) 症候群	基準 (ウ) 又は基準 (エ) を満たす場合
	9 アンジェルマン (Angelman) 症候群	基準 (ア) 又は基準 (ウ) を満たす場合
	10 5p-症候群	基準 (ア)、基準 (イ) 又は基準 (ウ) を満たす場合
	11 4p-症候群	(同上)
	12 18トリソミー-症候群	(同上)
	13 13トリソミー-症候群	(同上)
	14 ダウン (Down) 症候群	基準 (ア)、基準 (イ)、基準 (ウ) 又は基準 (エ) を満たす場合
	15 ズ (Williams) 症候群、プラダー-ウィリ (Prader-Willi) 症候群を除く	(同上)
	16 CFC症候群	(同上)
	17 マルファン (Marfan) 症候群	基準 (イ) 又は大動脈瘤破裂の場合もしくは破裂が予想される場合
	18 コステロ (Costello) 症候群	基準 (ア)、基準 (イ)、基準 (ウ) 又は基準 (エ) を満たす場合
	19 チャージ (CHARGE) 症候群	基準 (ア)、基準 (イ) 又は基準 (ウ) を満たす場合

14 皮膚疾患群

研究班案		状態の程度
大分類	細分類	
1 眼皮膚白皮症 (先天性白皮症)	1 眼皮膚白皮症 (先天性白皮症)	下記の条件を満たすこと ①全身性白皮症、眼皮膚白皮症であること ②症候型眼皮膚白皮症 (ヘルマンスキー・パドラク (Hermansky-Pudlak) 症候群、チェディアック・東 (Chédiak-Higashi) 症候群ならびにグリゼリ (Griscelli) 症候群) を除く
	2 先天性魚鱗癬	感染の治療で、抗真菌薬・抗ウイルス薬・抗真菌薬等の投与が必要となる場合
2 先天性魚鱗癬	2 水疱型先天性魚鱗癬様紅皮症 (表皮融解性魚鱗癬)	(同上)
	3 非水疱型先天性魚鱗癬様紅皮症 (常染色体劣性遺伝性魚鱗癬)	(同上)
	4 適化師様魚鱗癬	(同上)
	5 ネザートン (Netherton) 症候群	(同上)
	6 シェーグレン・ラルソン (Sjögren-Larsson) 症候群	(同上)
	7 2から6に掲げるもののほかの、先天性魚鱗癬	(同上)
	3 表皮水疱症	8 表皮水疱症
4 膿疱性乾癬 (汎発型)	9 膿疱性乾癬 (汎発型)	治療が必要な場合、ただし軽症型もしくは一過性の場合には対象とならない
5 色素性乾皮症	10 色素性乾皮症	疾患名に該当すれば対象となる
6 レックリングハウゼン病 (神経線維腫症1型)	11 レックリングハウゼン病 (Recklinghausen) (神経線維腫症1型)	顔面を含めて多数の神経線維腫症又は大きなびまん性神経線維腫の存在、麻痺や痛み等の神経症状、高度の骨病変のいずれかが認められる場合

発達障がい啓発用リーフレット等の作成について

平成26年9月18日
子ども発達支援課

1 概要

保護者が必要とする情報を的確に伝えるとともに、周囲の理解を深めることで、本人・保護者が地域で安心、安全に暮らせる体制を推進するため、保護者、医師、関係者等のご意見を参考にして、啓発用リーフレット、ハンドブック及びDVDを作成したので報告します。

【リーフレット】

○幼児期（幼稚園、保育所）から中学校までの全家庭への啓発を目的としたリーフレット

・発達障がいの特性、サポートのポイント、相談窓口等について記載

○A3両面2つ折

○「未就学編」「小学校編」及び「中学校編」の3種類

【ハンドブック】

○発達障がい（の疑い）のある児・者の保護者や支援者へのより詳しい情報提供を目的としたハンドブック

・発達障がいのタイプ別の特性、症状の現れ方、事例紹介

・支援のポイント

・鳥取県の取組

・相談窓口 等

○B5版、48ページ

【DVD】

○県民や一般企業等への発達障がいに対する啓発を目的としたDVD

・保護者や医師等へのインタビューも収録しています。

○収録時間は45分で、「発達障がいの説明」「幼児期～思春期」及び「思春期～青年期」の3部構成

2 作成部数及び配布先

(1) 作成部数

総数	リーフレット（部）			ハンドブック （冊）	DVD（枚）
	未就学編	小学校編	中学校編		
80,000	27,571	34,310	18,119	5,000	500

(2) 配布先

区分	配布先
リーフレット	保育所・幼稚園・小学校・中学校の全家庭、児童福祉施設、障害児通所支援事業所、市町村 等
ハンドブック	保育所・幼稚園・小学校・中学校、児童福祉施設、障害児通所支援事業所、障害者相談支援事業所、障害者地域生活支援センター、市町村 等
DVD	保育所・幼稚園・小学校・中学校、児童発達支援センター、市町村 等

(3) その他

子ども発達支援課のホームページでも情報を公開しています。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=101065>

指定難病（第1次実施分）の最終案について

平成26年9月18日
健康政策課

「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成26年5月30日に公布され、同法に基づく医療費助成の対象となる疾患が厚生労働省厚生科学審議会疾病対策部会指定難病検討委員会で検討されてきましたが、8月27日の同委員会において、指定難病（第1次実施分）の最終案がまとめられましたので、報告します。

1 新たな医療費助成制度の概要

- ① 医療費助成の対象疾患の拡大
 - ・現行56疾患 → 約300疾患
- ② 自己負担割合
 - ・現行3割から2割に引き下げ
- ③ 自己負担限度額等
 - ・負担上限は、障害者医療（更生医療）をベースに設定（0～30,000円/月）
（配慮事項）
 - ・高額な医療が長期的に継続する患者への配慮
 - ・高額な医療を要する軽症者への配慮
 - ・既認定者への配慮（経過措置あり（3年間））
- ④ 医療費助成の法定給付化
 - ・平成27年1月から新制度を開始することとし、財源については義務的経費化（都道府県の超過負担の解消）

2 指定難病（第1次実施分）の最終案

別紙の110疾患（現在、パブリックコメント中：8/29～10/1）

○現行の難治性疾患克服研究事業対象	
うち医療費助成対象疾患	66疾患
医療費助成対象外疾患	21疾患
○難治性疾患克服研究事業以外から選定	23疾患
計	110疾患

3 国の今後の予定

パブリックコメント及び患者団体への説明会後に、厚生労働大臣が決定し、10月に告示される予定。

なお、最終的には約300疾患に拡大となる見通し。

（第2次実施分については、26年秋頃から検討に入り、27年夏に医療費助成の対象となる見込み）

4 県の対応

指定難病の方が、平成27年1月1日から医療費助成が受けられるよう、指定難病の周知を図るとともに、指定医及び指定医療機関の指定作業を速やかに行う。

<今後の予定>

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 9月下旬～ | 医療機関・医師から県への「指定」申請 |
| 10月頃～ | 指定医療機関・指定医の指定 |
| 11月頃～ | 追加新規疾患患者が医療機関で受診、県への医療費助成申請 |
| 12月 | 医療費受給者証発行（県→患者） |
| 1月 | 新制度での医療費助成 |

<参考> 難病の定義

難病

- 発病の機構が明らかでなく
- 治療方法が確立していない
- 希少な疾病であって
- 長期の療養を必要とするもの

指定難病

難病のうち、以下の要件の全てを満たすものを、患者の置かれている状況から見て良質かつ適切な医療の確保を図る必要が高いものとして、厚生科学審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が指定

- 患者数が本邦において一定の人数に達しないこと
- 客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立していること

指 定 難 病 一 覧

(パブリックコメント中のもの)

番号	病 名	備考	番号	病 名	備考
1	球脊髄性筋萎縮症	特定疾患	56	ベーチェット病	特定疾患
2	筋萎縮性側索硬化	特定疾患	57	特発性拡張型心筋症	特定疾患
3	脊髄性筋萎縮症	特定疾患	58	肥大型心筋症	特定疾患
4	原発性側索硬化症		59	拘束型心筋症	特定疾患
5	進行性核上性麻痺	特定疾患	60	再生不良性貧血	特定疾患
6	パーキンソン病	特定疾患	61	自己免疫性溶血性貧血	
7	大脳皮質基底核変性症	特定疾患	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	
8	ハンチントン病	特定疾患	63	特発性血小板減少性紫斑病	特定疾患
9	有棘赤血球を伴う舞蹈病		64	血栓性血小板減少性紫斑病	
10	シャルコー・マリー・トゥース病		65	原発性免疫不全症候群	特定疾患
11	重症筋無力症	特定疾患	66	IgA 腎症	
12	先天性筋無力症候群		67	多発性嚢胞腎	
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	特定疾患	68	黄色靱帯骨化症	特定疾患
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多 巣性運動ニューロパチー		69	後縦靱帯骨化症	特定疾患
15	封入体筋炎		70	広範脊柱管狭窄症	特定疾患
16	クロー・深瀬症候群		71	特発性大腿骨頭壊死症	特定疾患
17	多系統萎縮症	特定疾患	72	下垂体性ADH分泌異常症	特定疾患
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	特定疾患	73	下垂体性TSH分泌亢進症	特定疾患
19	ライゾーム病	特定疾患	74	下垂体性PRL分泌亢進症	特定疾患
20	副腎白質ジストロフィー	特定疾患	75	下垂体性ACTH分泌亢進症	特定疾患
21	ミトコンドリア病	特定疾患	76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	特定疾患
22	モヤモヤ病	特定疾患	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	特定疾患
23	プリオン病	特定疾患	78	下垂体前葉機能低下症	特定疾患
24	亜急性硬化性全脳炎	特定疾患	79	家族性高コレステロール血症(ホモ接 合体)	
25	進行性多巣性白質脳症		80	甲状腺ホルモン不応症	
26	HTLV-1関連脊髄症		81	先天性副腎皮質酵素欠損症	
27	特発性基底核石灰化症		82	先天性副腎低形成症	
28	アミロイドーシス	特定疾患	83	アジソン病	
29	ウルリッヒ病		84	サルコイドーシス	特定疾患
30	遠位型ミオパチー		85	特発性間質性肺炎	特定疾患
31	ベスレムミオパチー		86	肺動脈性肺高血圧症	特定疾患
32	自己貪食空胞性ミオパチー		87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	
33	シュワルツ・ヤンベル症候群		88	慢性血栓性肺高血圧症	特定疾患
34	神経線維腫症	特定疾患	89	リンパ脈管筋腫症	特定疾患
35	天疱瘡	特定疾患	90	網膜色素変性症	特定疾患
36	表皮水疱症		91	バッド・キアリ症候群	特定疾患
37	膿胞性乾癬	特定疾患	92	特発性門脈圧亢進症	
38	スティーブンス・ジョンソン症候群	特定疾患	93	原発性胆汁性肝硬変	特定疾患
39	中毒性表皮壊死症	特定疾患	94	原発性硬化性胆管炎	
40	高安動脈炎	特定疾患	95	自己免疫性肝炎	
41	巨細胞性動脈炎		96	クローン病	特定疾患
42	結節性多発動脈炎	特定疾患	97	瘍性大腸炎	特定疾患
43	顕微鏡的多発血管炎	特定疾患	98	酸球性消化管疾患	
44	多発血管炎性肉芽腫症	特定疾患	99	性特発性偽性腸閉塞症	
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症		100	大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	
46	悪性関節リウマチ	特定疾患	101	管神経節細胞僅少症	
47	バージャー病	特定疾患	102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	
48	原発性抗リン脂質抗体症候群		103	FC症候群	
49	全身性エリテマトーデス	特定疾患	104	コステロ症候群	
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	特定疾患	105	チャージ症候群/チャージ連合	
51	全身性強皮症	特定疾患	106	クリオピリン関連周期熱症候群	
52	混合性結合組織病	特定疾患	107	全身型若年性特発性関節炎	
53	シェーグレン症候群		108	TNF受容体関連周期性症候群	
54	成人スチル病		109	非典型溶血性尿毒症症候群	
55	再発性多発軟骨炎		110	ブラウ症候群	

注)備考欄の「特定疾患」とは、特定疾患治療研究事業の対象疾患

地域における医療・介護を総合的に確保するための新たな基金事業の検討状況について

平成26年9月18日

医療政策課

地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、今年6月、医療介護総合確保法が成立しました。同法の推進の一環として、各都道府県は、消費税増収分を財源とした新たな基金を活用した事業を実施することとなっており、現在、事業計画の作成に向けた作業を進めています。

(1) 新たな基金の平成26年度の予定額（全国）：904億円（負担割合 国：県＝2：1）

注) 各県への配分額については現時点では未定だが、都道府県人口、高齢者増加割合や都道府県計画の評価等を勘案して配分される予定。

(参考)

ア 総額（90.4億円）を都道府県数で割った額

90.4億円÷47都道府県＝約1.9億円

イ 総額に鳥取県の人口の割合を乗じた額

90.4億円×約60万人／約1.3億人＝約4億円

(2) これまでの取組状況

○4月 1日 新たな基金制度の県内説明会の開催

○4月23日 第1回目の国のヒアリング

・予定している事業の概要、今年度の基金の規模感、関係者との調整状況等についての聞き取り。

○8月 5日 第2回目の国のヒアリング

・予定している事業の内容、事業の優先順位、今年度の基金の規模感等についての聞き取り。

・今年度の本県の基金の規模感については、約13.7億円で報告。

※8月末までに、適宜、事業者に基金事業の要望照会を行うとともに、医療審議会、地域医療対策協議会を開催して基金事業の柱立て（事業メニュー）等について審議。

○9月 今年度実施する基金事業についての個別要望の照会・とりまとめ
(要望の報告期限：9月29日)

関係者と協議

(3) 今後の予定

- 9月 国が総合確保方針を提示し、新基金にかかる交付要綱等を発出
平成26年度の基金事業の計画の国への提出
※8月末までに作成してきた基金事業の柱立て（事業メニュー）に沿って計画を作成し、9月末までに提出予定。
- 10月頃 **基金交付額の国の内示**
 - ⇒ 内示額に沿った事業計画の修正（(2)の9月中の要望照会の結果を反映）
 - ⇒ 地域医療対策協議会・医療審議会・・・修正計画の協議・承認
 - ⇒ 修正した計画の国への提出
- 11月頃 国による基金の交付決定（平成26年度の基金事業の計画の完成）
- 11月補正 本県の平成26年度の基金事業の予算化
- 11月補正後（12月末頃）～年度末 平成26年度事業の執行

(4) 新たな基金事業の方向性

- ア 病床の機能分化・連携の推進
 - …>高齢化が進む中で医療機関が機能分担し、連携して必要な医療を適切な場所で提供できる体制の整備
 - (ア) 急性期医療だけでなく、回復期・慢性期の医療を提供
 - (イ) 精神科医療をはじめ、入院医療から地域生活への移行を推進
 - (ウ) 医療機関（医科、歯科）、訪問看護ステーション、薬局、福祉サービスを行う機関の相互の連携を深め、災害時の連携にも対応
- イ 在宅医療（歯科・薬科を含む。）の推進
 - …>希望すれば、在宅で療養できる地域づくり
 - (ア) 在宅医療を調整する拠点を整備し、在宅医療を提供する機関の連携や多職種の連携を強化
 - (イ) 在宅医療を担う機関を整備・充実するとともに、人材を確保・育成
 - (ウ) かかりつけ医を持つこと、医療機関の機能分担、在宅医療などを住民へ啓発
- ウ 医療従事者等の養成・確保のための事業
 - …>継続した医療提供体制の確保に向け、質の高い医療人材を育成・定着
 - (ア) 質の高い医療人材を養成・確保
 - (イ) 高度・多様化する医療に対応できる医療人材のキャリア形成を支援
 - (ウ) 就労環境の整備・改善などにより医療従事者等の負担軽減や定着を促進

(5) 新たな基金事業の計画の概要

区 分	計画に掲載する主な事業内容 ※ () 内は事業主体	総事業費	基金充当額
1 病床の機能分化・連携のために必要な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した医療機関相互、医療と介護のネットワークの構築・整備 (医療機関) ・モバイル端末を活用した訪問看護等在宅医療を推進するためのネットワークの構築・整備 (医療機関) ・回復期・慢性期病床への転換及びそれに伴う施設設備整備を行う。(医療機関) など 	約9.3億円	約4.9億円
2 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療を提供する機関が連携するための圏域内での調整・支援及び連携拠点の整備 (地区医師会、市町村、医療機関) ・訪問看護師育成のための同行支援、中山間地域の訪問看護ステーションのサテライトの設置の支援 (県看護協会) ・在宅医療連携拠点、在宅療養支援診療所、地域包括支援センター等と連携した在宅歯科医療の拠点の整備・運営 (県・地区歯科医師会) など 	約4.2億円	約3.1億円
3 医療従事者等の確保・養成のための事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療支援センターの運営 (県) ・小児救急医療に関する研修の実施、救急勤務医手当の支給、小児救急電話相談事業などの救急医療体制の確保 (地区医師会、医療機関、県) ・看護職員の確保、資質向上、勤務環境の改善 (医療機関、県看護協会、県) ・産科医療従事者の確保 (医療機関) ・歯科衛生士の復職支援 (県歯科医師会) など 	約8.8億円	約5.7億円
計		約22.3億円	約13.7億円

※総事業費と基金充当額の差額は、事業者負担。

※上記表の事業のほか、計画には、期間、圏域の設定、目標等について掲載する予定。

※新たな基金制度が創出される一方で、これまでの国庫補助事業の見直しが行われ、一部の国庫補助事業(地域医療支援センター運営事業等)が平成25年度末で廃止されたが、新たな基金で財源措置する予定。

(6) その他(計画作成の留意事項等)

- 平成26年度は医療の事業が対象であり、平成27年度からは介護の事業も対象となること(平成27年度以降も新たに積み増しが行われる予定。)
- 都道府県計画の公正性・透明性を確保するため、官民を問わない幅広い地域の関係者(市町村長、医療を受ける立場にある者、医療保険者、医療機関等)から意見を聴取すること。
- 官民に公平に配分すること。
- 診療報酬や他の補助金等で措置されているものは対象とならないこと。また、既に一般財源化されたもの及び地方単独事業の単なる新基金への付替えについては、慎重に検討すること。
- 病床の機能分化・連携のための施設整備事業に関しては、平成27年度以降に地域医療構想が策定された後、本格的に整備が始まることを想定しているものであり、平成26年度は、他の提案団体等の理解も得て優先順位を高く位置付けたものを除き、他事業を優先すること。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための 関係法律の整備等に関する法律（概要）

趣旨

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行う。

概要

1. 新たな基金の創設と医療・介護の連携強化（地域介護施設整備促進法等関係）

- ①都道府県の事業計画に記載した医療・介護の事業（病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等）のため、消費税増収分を活用した新たな基金を都道府県に設置
- ②医療と介護の連携を強化するため、厚生労働大臣が基本的な方針を策定

2. 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保（医療法関係）

- ①医療機関が都道府県知事に病床の医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）等を報告し、都道府県は、それをもとに地域医療構想（ビジョン）（地域の医療提供体制の将来のあるべき姿）を医療計画において策定
- ②医師確保支援を行う地域医療支援センターの機能を法律に位置付け

3. 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化（介護保険法関係）

- ①在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行し、多様化 ※地域支援事業：介護保険財源で市町村が取り組む事業
- ②特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化
- ③低所得者の保険料軽減を拡充
- ④一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引上げ（ただし、一般の世帯の月額上限は据え置き）
- ⑤低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

4. その他

- ①診療の補助のうちの特定行為を明確化し、それを手順書により行う看護師の研修制度を新設
- ②医療事故に係る調査の仕組みを位置づけ
- ③医療法人社団と医療法人財団の合併、持分なし医療法人への移行促進策を措置
- ④介護人材確保対策の検討（介護福祉士の資格取得方法見直しの施行時期を27年度から28年度に延期）

施行期日

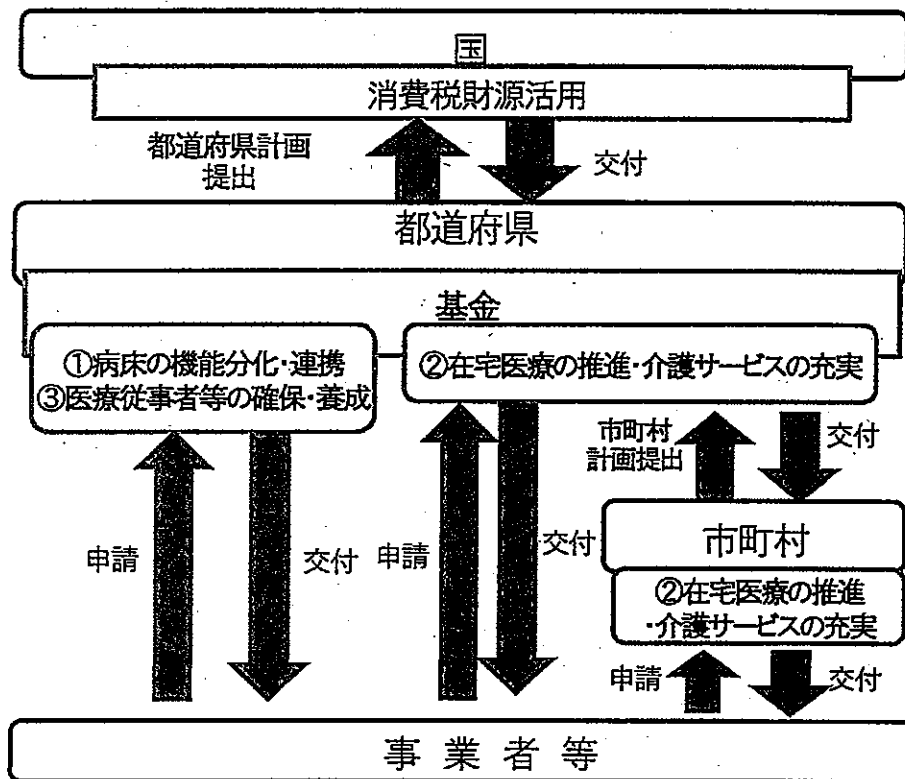
公布日（平成26年6月25日）。ただし、医療法関係は平成26年10月以降、介護保険法関係は平成27年4月以降など、順次施行。

医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度

平成26年度
：公費で904億円

- 団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等の医療従事者の確保・勤務環境の改善、地域包括ケアシステムの構築、といった「医療・介護サービスの提供体制の改革」が急務の課題。
- このため、医療法等の改正による制度面での対応に併せ、消費税増収分を財源として活用し、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための新たな財政支援制度を創設する。
- 各都道府県に消費税増収分を財源として活用した基金をつくり、各都道府県が作成した計画に基づき事業実施。
 - ◇ この制度はまず医療を対象として平成26年度より実施し、介護については平成27年度から実施。病床の機能分化・連携については、平成26年度は回復期病床への転換等現状でも必要なもののみ対象とし、平成27年度からの地域医療構想(ビジョン)の策定後に更なる拡充を検討。

【新たな財政支援制度の仕組み】



地域にとって必要な事業に適切かつ公平に配分される仕組み(案)

- ①国は、法律に基づく基本的な方針を策定し、対象事業を明確化。
 - ②都道府県は、計画を厚生労働省に提出。
 - ③国・都道府県・市町村が基本的な方針・計画策定に当たって公正性及び透明性を確保するため、関係者による協議の仕組みを設ける。
- ※国が策定する基本的な方針や交付要綱の中で、都道府県に対して官民に公平に配分することを求める旨を記載するなどの対応を行う予定。(公正性及び透明性の確保)

新たな財政支援制度の対象事業

- 1 病床の機能分化・連携のために必要な事業
 - (1)地域医療構想(ビジョン)の達成に向けた医療機関の施設・設備の整備を推進するための事業 等
- 2 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業
 - (1)在宅医療(歯科・薬局を含む)を推進するための事業
 - (2)介護サービスの施設・設備の整備を推進するための事業 等
- 3 医療従事者等の確保・養成のための事業
 - (1)医師確保のための事業
 - (2)看護職員の確保のための事業
 - (3)介護従事者の確保のための事業
 - (4)医療・介護従事者の勤務環境改善のための事業 等

■国と都道府県の負担割合は、2/3:1/3

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（抜粋）

（都道府県計画）

第四条 都道府県は、総合確保方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画（以下「都道府県計画」という。）を作成することができる。

2 都道府県計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 医療介護総合確保区域（地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、医療機関の施設及び設備並びに公的介護施設等及び特定民間施設の整備の状況その他の条件からみて医療及び介護の総合的な確保の促進を図るべき区域をいう。以下同じ。）ごとの当該区域における医療及び介護の総合的な確保に関する目標及び計画期間

二 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業に関する事項

イ 医療法第三十条の四第二項第七号に規定する地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

ロ 地域における医療及び介護の総合的な確保のための医療介護総合確保区域における居宅等（居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。次条第二項第二号イにおいて同じ。）における医療の提供に関する事業（同条第五項の規定により提出された市町村計画に掲載された同号イに掲げる事業を含む。）

ハ 公的介護施設等の整備に関する事業（次条第五項の規定により提出された市町村計画に掲載された同条第二項第二号ロ及びハに掲げる事業を含む。）

ニ 医療従事者の確保に関する事業

ホ 介護従事者の確保に関する事業

ヘ その他地域における医療及び介護の総合的な確保のために実施する必要があるものとして厚生労働省令で定める事業（次条第五項の規定により提出された市町村計画に掲載された同条第二項第二号ニに掲げる事業を含む。）

三 その他地域における医療及び介護の総合的な確保のために必要な事項

3 都道府県は、都道府県計画を作成するに当たっては、医療計画及び都道府県介護保険事業支援計画との整合性の確保を図らなければならない。

4 都道府県は、都道府県計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、市町村長、医療又は介護を受ける立場にある者、医療保険者、医療機関、介護サービス事業者、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 都道府県は、都道府県計画を作成し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(基金)

第六条 都道府県が、都道府県計画に掲載された第四条第二項第二号に掲げる事業(第九条において「都道府県事業」という。)に要する経費の全部又は一部を支弁するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の基金を設ける場合には、国は、政令で定めるところにより、その財源に充てるために必要な資金の三分の二を負担するものとする。

(財源の確保)

第七条 前条の基金の財源に充てるために、同条の規定により国が負担する費用については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)の施行により増加する消費税の収入をもって充てるものとする。

附 則

(地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 医療機関の施設及び設備の整備に関する事業で、第四条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の医療法(以下「第三号新医療法」という。)第三十条の四第二項第七号に規定する地域医療構想が同条第一項の規定により定められ、又は第三号新医療法第三十条の六の規定により変更された医療計画において定められるまでの間に、第一条の規定による改正後の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(以下この条において「新医療介護総合確保法」という。)第三条第一項に規定する総合確保方針に基づき、都道府県が地域における医療の確保のために必要があると認めて、新医療介護総合確保法第四条第一項に規定する都道府県計画において定めるものについては、当該事業を新医療介護総合確保法第六条に規定する都道府県事業とみなして、新医療介護総合確保法の規定を適用する。

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正（案）に係る
パブリックコメントの実施結果について

平成26年9月18日
医療指導課

1 募集期間

8月22日（金）～ 9月3日（水）

2 応募件数

10件（うちメール1件）

3 パブリックコメントの内容と対応

条例改正の方向性についての反対意見はありませんでした。

なお、主なご意見とその対応については次のとおりです。

区分	パブリックコメントの内容	左への対応
規制関係	<ul style="list-style-type: none"> ・指定には時間がかかるので、国と同様に立入検査の際に検査中は販売不可という取扱いを、県の条例でもできないか。 ・危険ドラッグの包括規制をして罰則を設けることに賛成。販売業者への繰り返し訪問等で薬物が出回らないようにしてほしい。 ・「売らない、買わない」の徹底。販売側の取締り強化をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の条例改正で、県は薬物の指定の有無に関わりなく危険ドラッグの製造、販売、使用等を禁止します。 ・また、警察と連携しながら、定期的な県内での訪問調査やインターネット上で取り扱われる製品の監視のほか、必要に応じて立入調査等も実施します。
罰則関係	<ul style="list-style-type: none"> ・罰則は厳しくしてほしい。特に販売者への罰則をもっと強化できないか。 ・徹底的に取り締まるべき。罰則を重くし、製造者は無期懲役刑ぐらいにすべき。 ・十分に実情を把握し、将来、被害者が出ないよう厳罰で対処してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・罰則は、地方自治法で定められた条例で設けられる上限をもとに設定しています。
啓発・広報	<ul style="list-style-type: none"> ・条例を広く県民に周知してほしい。 ・県民に周知する上で公民館など少人数単位での説明会を開催してほしい。 ・県民は啓発を心がけ、関係機関と連携した地道な活動が必要であり、そのためにも今回の条例改正はとても重要。 ・条例改正を機に、行政から薬剤師会等を通じた学校や公民会での講習会などの啓発活動を徹底してほしい。 ・危険薬物の悪質性と関与した者への厳しい罰則を県民にPRしてほしい。 ・罰則は、届出義務違反を含めて他の法律と比較をして明確にしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発・広報は今まで以上に重要と認識しており、補正予算により危険ドラッグの啓発用動画を作成し学校・免許センター等で放映するなど、県民、特に若者への働きかけに注力したいと考えています。 ・薬剤師会やライオンズクラブ等の会員で構成する薬物乱用防止指導員により学校、公民館等での講習会、説明会などきめ細かな対応を行います。

指定障害福祉サービス事業者の指定取消処分について

平成26年9月18日
東部福祉保健事務所

鳥取県は、合同会社しょうぶの郷に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、事業者の指定の取消処分を行いましたので報告します。

1 指定取消対象事業者

- (1) 法人名 合同会社 しょうぶの郷 (法人設立 平成24年6月1日)
- (2) 代表者 代表社員 山根 敏彦 (やまね としひこ)
- (3) 法人所在地 鳥取県鳥取市菖蒲732番地

2 事業所名等

- (1) 事業所名称 しょうぶの郷
- (2) 所在地 鳥取県岩美郡岩美町浦富2475番地211
- (3) サービスの種類等
就労移行支援 (県指定 平成25年1月22日)
就労継続支援A型 (県指定 平成25年1月22日)
就労継続支援B型 (県指定 平成25年1月22日)

3 指定取消年月日

平成26年9月30日 (指定取消処分の決定日：平成26年8月26日)

4 指定取消の理由

- (1) 不正の手段による事業者指定 (法第50条第1項第8号該当)
指定申請に際し、鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例第18条第1項及び第20条第1項に定める基準に基づいてサービス管理責任者を常勤で1名配置しなければならないことを知りながら、実際には常勤で配置することができない者をサービス管理責任者として申請を行い、法第29条第1項の指定を受けた。
- (2) 虚偽の答弁 (法第50条第1項第7号該当)
法第48条第1項の規定による監査時の質問に対して、業務執行社員は、サービス管理責任者が別法人の別事業所へ勤務していることについて、実際は承知しておりながら知らない等と答弁を行った。
- (3) 虚偽の報告 (法第50条第1項第6号該当)
法第48条第1項の規定による報告を命じた際に、指定日以降、サービス管理責任者があたかも勤務しているように見せかけた労働条件通知書や出勤簿を作成し、虚偽の報告をした。

5 指導監査等経緯

- (1) 法に基づく指導監査等
 - ・サービス管理責任者が別法人の別事業所で勤務していることが発覚 (平成26年5月)
 - ・指導監査実施 (平成26年5月及び6月)
- (2) 行政手続法に基づく聴聞
 - ・行政手続法に基づく聴聞を実施 (平成26年8月)

<参考> 訓練等給付費の返還

訓練等給付費約665万2千円の範囲内で、給付権者の市町が決定。
(内訳) 鳥取市 約453万3千円、岩美町 約211万9千円